1982年中国憲法の原点(上)

通 山 昭 治

目次

序-問題の所在

- 一 1982年憲法の起草過程について
- 二 1982年憲法改正草案について(以上、本号)
- 三 1982年憲法の原点-国家機構を中心として(以下、次号以降予定) 小結

序-問題の所在

来年(2012年)12月のはじめで30周年を迎えようとしている1982年の中華人民共和国(以下中国と略称する)現行憲法はなぜ21世紀に入っても全面改正されずに、その「実効性」を保持しえているのか。比較的短命に終わった他の歴代の憲法、たとえば、後述の1954年憲法、1975年憲法そして1978年憲法とくらべて、その「生命力」の「強さ」はどこにあるのか。それは政治改革の「保守」的な「停滞」や政治の相対的な「安定」か、それとも市場経済化の加速や高度の経済発展の所産か、あるいはその双方によるものか。いずれにしてもいわゆる「文化大革命」(以下「文革」と略称する)の「トラウマ」から当時の中国はどの程度脱却できていたのか。問題は続出の感がある。

1982年憲法のもとの「権力」そのものにとってのひとつの大きな「危機」は「文革のトラウマ」から完全に脱却する間もなく意外にはやく訪れた。それはいうまでもなく1989年6月4日のいわゆる第2次天安門事件であったが、この憲法のなかにそうした「危機」にたいする一定の対応策、たとえば、全国人民代表大会常務委員会から国務院への戒厳の決定権の部分的な移譲といった措置

などが注意深くあらかじめとられていたのである。また、逆説的にいえば、この「危機」の軍による制圧後、1982年憲法にたいする全面的な改正作業は経済改革レベルにおける「部分」的な改正を除き、ひとまず政治改革レベルでは重要な部分的な改正を含めてかえってほぼ封印されてしまったのである。

ともあれ、これらの問題を考えるうえで、浅井敦の「政治と法-憲法を中心として」という当時の一文において、「2 82年憲法における法と政治」という個所で、その要点をつぎのように指摘している点が重要であろう。すなわち、「1989年春、首都戒厳という新中国初の異常事態下に露呈した中国政治の問題点、つまり『人治』と『軍人統治』の権力構造、および強権主義的な政治体質の根強い存在である」と⁽¹⁾。

いわば中国(社会主義)「特有」のこうした「権力構造」と「政治体質」は経済発展やいわゆる「民主化」の進展にともない根本的に変わりうるのか。こうした「中国政治の問題点」はどうしたら解決できるのか。1982年憲法のもとでいかなる政治改革や「民主化」が現実的に可能なのか。いわゆる「人治」や「文革のトラウマ」から中国は将来どうしたら完全に脱却できるのか。やはり問題は官僚制の問題にあるのか。共産党の問題はどうか。疑問はつきない。

さらに浅井によると、「比較憲法上、人権宣言が統治機構の前に配置される憲法の章別編成の形式は別段めずらしいものではないが、中国では、82年憲法によって、はじめてそのような構成とな」り、「いまや『憲法がいかなる階級の意思を表現するか』の問題から『憲法が市民の権利をいかに保護すべきか』の問題へ重点移動を開始したことの現れと見るべきである」という⁽²⁾。

「別段めずらしいものではない」とされる「公民の基本的権利および義務」の章の建国後初めての前倒しの(つまり、国家機構の章の前に置かれた)経緯やそれが意味するものについては、それが「人権」宣言か「市民の権利」かどうかはさておき、本稿でのちにくわしくみることにしたい。しかしながら、こうした確かに存在する基本的な「重点移動」の流れ自体は、その後市場経済化の加速やグローバル化の進展とは逆に、「権力」レベルでみるかぎり、きわめ

て漸進的かつ緩慢なものとなっているといわざるをえない。つまり、「憲法がいかなる階級の意思を表現するか」といったいわゆる「権力」(権限、以下同じ)の性質や所在の問題、とりわけ「権力」の再配分、すなわち「権力」の再配分を受ける側への「権力」のさらなる集中と「権力」を再配分する側の「権力」のさらなる縮小という「権力」配分をめぐる双方向的な移転の問題がいわゆる「公民」(国民)概念の問題とともに少なくとも当時の中国としてはやはり依然として重要といえるのである。

光陰矢のごとし。さてそれから21年後、高見澤磨・鈴木賢の『中国にとって 法とは何か-統治の道具から市民の権利へ』という注目の書がついに上梓され た⁽³⁾。

この本の副題が示すように、「統治の道具から市民の権利へ」というさきの「重点移動」を開始した中国法の実相がそこでは具体的に生き生きと描かれている。そのなかで鈴木は、「ソビエト法」を主体とした「50年代以来の学説継受ののち、文革の空白期を挟んで、70年代末から法典継受の時代に入った」とする⁽⁴⁾ が、「公民の権利」か「市民の権利」かはさておき、いわば「中国にとって憲法とは何か」がやはり今まさに問われている。また、いわゆる「文革の空白期」の位置づけや1971年を境とするその前期と後期の「文革期」におけるいわば「質」的な差異の存在も重要であろう。

本稿では、いわゆる「人治」や「軍人統治」の問題にも深くかかわる国家主席をはじめとする建国後の中国憲法史におけるいわば「権力」(権限)の再配分や「権力」(権限)の集中の道具(手段)としての「憲法」から根本的に脱却し、いわゆる「人権」保障を目的とする、つまり「統治の道具から市民の権利へ」とその重点を本格的に移行することがそもそも将来可能なのか、可能であるならば、それはいかなる条件(1982年憲法の「全面」改正などを含む)のもとで可能かといった筆者なりの根本的な問題意識をふまえて、いわば1982年憲法の「原点」そのものについてその起草過程などの一定の検討をつうじて初歩的に探究していきたいと考える。

それはともかく、迂遠なようだが、鈴木のいう「文革の空白期」に頂点に達した浅井が指摘する「軍人統治」の問題にかかわって、軍の間接的な関与や「文革」期の人民裁判的なやり方の今日的な継承と断絶といった重要な問題を考えるうえで、坂口一成の『現代中国刑事裁判論―裁判をめぐる政治と法』という近著にここである程度ふれておく必要がある⁽⁵⁾。というのもこの「序」では、前稿までの筆者自身の問題意識とのかかわりを再確認することからはじめてみたいと考えるからである。

さて、前稿(中・前)で坂口の論稿には簡単にふれておいたが⁽⁶⁾、ここであらためてこの大著のごく一部にたいして重複をいとわずに一定程度言及しつつ、筆者のこれまでの前稿などとのつながりをあらかじめ示しておくことで、本稿の「序」にかえたいと考える。

まずそこでは、「Ⅰ 裁判の実像-厳打を素材に」の「2. 厳打前夜の治安

状況と犯罪対策ー『重く速く』の登場」の「2.2 全国都市治安会議(1979年)」がやはり注目されるが、他方で前稿(中・後)でみたように(**)、いわゆる「林彪・江青反革命集団裁判」の被告人たちは、すべてもと党員である点に着目したい。つまり、党員による「違法乱紀」事件については一般的には、まず党の規律検査委員会による審査をへて、党内の規律処分(最高は党籍剥奪)が決まったうえで、刑法にふれる場合にはじめて公安機関の捜査・予審(経済犯罪の場合は、検察による自己捜査)をへて、検察機関が起訴し、裁判機関が裁判を行う。公安・検察・裁判の政法3機関にたいしては、対外的には党委員会やその政法委員会の指導のもとで、法院内部では、法院の院長のもとの裁判委員会や、廷長の指導下の刑事裁判廷などがその事件に積極的に関与する。党の規律検査委員会のなんらかの関与が前提とされる党員を主な対象とした経済重大事犯にくらべて、いわゆる「厳打」の対象となる、非党員が多いと想定される社会重大事犯では、公安機関などが党の政法委員会の指導のもとで活動し、ときには軍隊なども補助的に治安維持に参加しながら、政法3機関の協力や一体性そのものがそこでとりわけ強調されるわけである。

ちなみに、王雲海の『賄賂の刑事規制ー中国・米国・日本の比較研究』のなかでいわゆる「経済重大事犯」にかかわってつぎのように述べられている個所はとくに重要であろう。すなわち、「一般的な事件とは違って、重大事件(金額が相当高い公務員汚職事件)・重要事件(レベルの高い幹部公務員が犯した公務員汚職事件)の場合は」、「当該地方の党の最高組織である共産党委員会の指導の下で、党委員会の関係者、党の規律機関の人員、監察機関の人員、検察などの司法人員からなる『合同調査グループ』を作り、共同で事件を調査・処理する」。したがって、「公務員汚職事件の場合は、検察は、自分が『先議権』を得た一般的な汚職事件については、事実上、『立案』の前に、『初査』と呼ばれる手続があり、部分の捜査手段を用い」、「検察が『先議権』を得なかった事件あるいは重大事件の場合は、『初査』に相当する手続は、党の規律検査機関が党の規定により行」うか、「行政府の監察機関が行政法規に基づいて行」うか、「検察、党の規律検査機関」、監察機関「が三者共同で行」う「ので、検察は刑事手続の一環として独自に『初査』を行う必要がなくなる」と⁽⁸⁾。

以上はつまるところ、党員による汚職事件における「初査」などについての 王による興味深い説明である。このとき、法院や検察院などは「厳打」におと らず、いなそれ以上に共産党「権力」のより忠実な「道具」と化すのである。

さてここでは、坂口にできるかぎり正確に依拠しながら、本稿で注目したい「3.83年厳打」についてだけ軍隊との間接的な(幾分比喩的な)関連の残存をつよく意識しつつみておこう。そのうち、「3.1.2.3つの『戦役』」では、いわゆる「83年厳打は、鄧小平の『3年間で1度、2度、3度の戦役を組織し、大都市で一網打尽にし、毎回大量に打撃を加える』というコンセプトに従い、3回の『戦役』に分けて展開され」、「各『戦役』はさらに『戦闘』」「に細分化され、7分野の範囲内で、『戦闘』毎により具体的な打撃対象が定められた」として、「各『戦役』・『戦闘』を概観」したうえで、「3.1.2.4.『戦果』」の報告までなされているが、「警察・検察・裁判所3機関は戦時下の軍隊に似ており、それらの間には分業が存在するが、その分業は軍隊における砲兵、工兵、歩兵

といった兵種の分業のようであ」るとされている(9)。

なお、こうした「厳打」そのものは鄧小平独自のものなのか、それともいわゆる「新生の事物」か、はたまた「先祖返り」の一種かは一考を要する。

ついで、「3.5.中間考察-83年厳打における裁判とは何か」という個所では、その「実施過程」の「刑事裁判の担い手」のなかで、「一斉取締・検挙活動では、警察や検察のみならず、他の党政機関や軍隊、そして裁判所、さらには大衆も動員された」とされ、「軍隊」や「大衆」などの動員にもふれている(10)。

また一方で、いわば「法実務」において、「この時期、法制宣伝という手法が活用され」、「判決宣告大会、現地裁判、さらには死刑囚の市中引回しや公開処刑」が具体的にあげられているが、違法な現象として「裁判所の事前介入、合同事務処理、合同事件処理、死刑囚の市中引回し・公開処刑、拷問など」が具体的に列挙されている。そして、「これらの中で、事前介入や合同事務処理は中央当局から提唱・指示されたが、合同事件処理、死刑囚の市中引回し・公開処刑、拷問は明示的に禁止された」とする。なお「だが、これらは後を絶たなかった」(11) とされる点は「提唱・指示」(あるいは支持)と「禁止」の峻別、とりわけ「禁止」の実効性などをめぐる問題とともに、とりわけ重要である。

というのも、少なくとも「83年厳打」においては、ここにいわゆる「人民裁判」的な手法が部分的に継承されており、それらが「違法な現象」といった否定的な評価を部分的に受けながらも、「後を絶たなかった」ことが確認されるからである。そして、そこには「判決宣告大会、現地裁判、さらには死刑囚の市中引回しや公開処刑」、「拷問など」をも含めた中国人民司法のハードな(負の)側面そのものの部分的な継承とそれからの部分的な脱却といった重要な課題が今なお依然として存在しているのである。さらにいえば、いわゆる「文革の空白期」にふたたび胚胎されたこうした傾向性が「厳打」という一種のキャンペーンをつうじてあらたに一部よみがえってくるのであり、とりわけ少なくとも、「83年厳打」においてはそうした傾向性がいまだに部分的に顕著であったと筆者は考える。

ちなみに、李林の『法治と憲政の変遷』所収の「第6題 司法体制改革と司法機関建設」における「6.3 司法機関の制度建設」の1「司法業務における時宜にかなわないやり方を断固として取り除く」いう個所では、そうした例として、i「公安・検察・法院3機関が連合して事件を処理する」やり方(坂口のいう「合同事件処理」)、ii「党委が事件を承認する」やり方、iii「先判後審」などがそれぞれ列挙されている $^{(12)}$ 。なおここでは、ii とiiiについては省略する。

そのうち、iにおいては、「司法実践において、若干の地域の公安機関、検 察機関および裁判機関が連合して事件を処理することがある」とされる。そし て「それらの具体的なやり方は、およそ重大な事件に遭遇したら、党委または 政法委員会が指示するか、または牽引して、公安・検察・法院3機関が人員を 派遣して『連合事件処理組』を組織し、責任をもって事案を調査し、証拠を収 集して、一定の結論を下したのち、さらに捜査・起訴・裁判の3つの手続に応 じて処理するが、しかし調査の結論は公安・検察・法院の3機関にたいしてい ずれも拘束力をも」ち、「あるいは、捜査、起訴および裁判がすべて『連合事 件処理組』によってはじめからおわりまで一手に引き受けられ、いわゆる『1 本の竿を底まで挿す』とは、ただ公安・検察・法院3機関の名義を用いて、そ れぞれ法律の手続を処理するだけである」としたうえで、「『重く速やかに』の 方針の貫徹に有利」や「党が司法機関にたいして指導を実施するうえで有効な 形式」などといった誤った観点をその「合法化の理由」等にはけっしてならな いとする。というのも、「過去の一時期、公安・検察・法院の3機関が合体し て一体となり、『一長が三長に代わる』や『一員が三員に代わる』といった『ごっ た煮』の事件処理制度がかつて行われたことによって、社会主義的適法性が破 壊に遭遇し、公民の権利が蹂躙されたが、われわれは絶対に前の失敗の轍を踏 んではならない」といったもっともな警告がここで発せれている⁽¹³⁾。

なお、拙著『現代中国司法「制度」史研究-1957年~1959年-』では、いわゆる「大躍進」期における「連合弁公」・「合署弁公」などについて一定の考

察が先駆的になされている。たとえば、「公安・検察・法院の協力形態の模索」や「第3章 人民公社化運動と中国司法」の「第3節 江蘇省の『司法前進』からみた党の指導と司法」や「第4節 江蘇省の『司法前進』からみた人民公社化と司法」などを参照願いたい(14)。ちなみに、人民公社こそが一面で軍事組織そのものでもあったのだが。

さすがに「83年厳打」の段階では、公安・検察・法院の3機関を内部的にはその区分をのこしつつも対外的にはひとつの看板のもとに合体した形の「合署弁公」までは表向きはみられないようだが、これらの政法3機関が対外的には依然としてそれぞれの看板を掲げたままで行う「連合弁公」こそが、坂口のいう「共同事務処理」である「集体弁公」(「弁」は当て字で、正しくは「辦」、以下同じ)に相当するか、あるいはそれに近いものと思われる。なお、より問題であると考えられる坂口のいう「合同事件処理」である「連合弁案」(連合による事件処理)はあいかわらず「共同事務処理」との混同を部分的にともないつつも用いられているわけである。

最後に、坂口がもっともそこで解明に力を入れた「 Π なぜ裁判が権力の道具になるのか?」という個所の「5. 裁判統制システム」のなかで、「5. 1. 裁判官の人物像」にふれている点はやはり示唆的であろう。そこでは、1 「党員」、2 「退役軍人」、3 「政治的エリート」がそれぞれあげられているが、2 の「退役軍人」では、「軍人出身」、「部隊から転業した」者が裁判官となるのである。また、河南省高級人民法院の1999年の刊行物で、「退役・転業軍人がわが国の裁判官隊伍において占める割合はかなり大きい」うえ、「半数以上の所長が退役軍人であ」るという個所などが具体的に紹介されている (15) 。

ちなみに、範忠信の「専職法司の起源と中国司法伝統の特徴」という一文によれば、「伝統中国のいわゆる専職法司は」、「『内外合一』・『兵刑合一』にほかならない」とされ、「軍事職司が転じて司法になり、専職法司が軍事職司に由来し、司法官司が軍事機能をかねそなえる」点を「一種の特別な属性」とみるわけだが、「後世の中国において(文革期にいたるまでずっと)軍事機構が民

間人の事件を審理し、軍人が司法官に転任し、司法官が着装して軍官と化し、司法手続が軍事威嚇と化し、司法機構が軍事管理と化し、司法行動が戦役と化すことなどをこのむゆえんはいずれも、中国のもっとも悠久の『兵刑同源』の伝統に由来するようである」と推測するといった興味深いひとつの見方を提起しているのである⁽¹⁶⁾。

もとより、いわゆる「兵刑同源」と「厳打」等とを短絡的に結びつけることには慎重でなければならないが、少なくとも「文革の空白期」における人民「司法」は一面でいわばこうした「中国のもっとも悠久の『兵刑同源』の伝統」へと一時的に「先祖返り」したものともいえる。また、この一時的な「先祖返り」によって、さきの鈴木のいう「文革の空白期」においてその「空白」はいわば「超法規的な措置」の連鎖によってしっかりと埋められていたのである。「無法無天」といわれるゆえんやいわゆる「文革のトラウマ」の根源のひとつもそこにある。この「負」の遺産や「文革のトラウマ」などから早急に脱却することこそが改革開放初期の重要な課題のひとつであり、次節でみる1982年憲法の起草過程自体もそれらから完全には自由ではありえなかった点にここであらためて留意しておく必要があろう。

さらに、前々稿(下・完)の「Ⅲ 七五年憲法下の『革命化』と『調整期』」の「1)七五年憲法下の中国人民司法の『革命化』」の「補論 4」では、「自治州革命委員会」の「防衛指導小組」による公安・検察・法院の職権の行使と人民解放軍による軍事管制(公安・検察・法院軍事管制委員会)の存在などが語られているが⁽¹⁷⁾、これも「兵刑同源」の「文革」版といえる。まさしくこの「七五年憲法下の中国人民司法」そのものが中国人民司法のハードな(負の)側面がもっとも「純化」し、著しく突出した現象形態のひとつでもあった。

また、「改革・開放」期においても、軍服に酷似していたかつての裁判員(中国の裁判官)等の制服、銃殺刑のみであったかつての死刑の執行方法⁽¹⁸⁾ など、「兵刑同源」の具体例はけっして少なくないのである。

なおついでながらみておくと、侯希民の「強制執行理論と実践の若干の問題

にかんする反省」という一文で民事執行の分野においても、つぎのような興味深い指摘がなされている点もやはり示唆的である。そこでは、すなわち「8. 突撃執行(執行会戦)の弊害は多い」という個所において、「1999年下半期、そのとき全国の法院を席巻した執行の累積事件の集中一掃大行動」がその「典型的な一例」とされ、「夜通し戦」や「殲滅戦」における「突撃執行」は「粗放式」「運動式」の「法執行活動」であり、「執行権を行使する主体が合法的でな」い「参戦要員」による「一種の主観的で、理性的でない行為」であると批判されている(19)が、とくに執行の主体の非「合法性」が適確に指摘されている点は示唆的である。

同じく、畢徳剛・潘紅軍の「執行方法の問題の研究」にも、「7. 突撃執行」があり、その対象者は「主として固定された住所をもつけれども、種々の原因により、一年中外地にいて流動する若干の『労務の請負がしら』、『出稼ぎ労働者』のなかの『債務逃避者』」などであり、「突撃の時期は、一般的に春節・端午・中秋などの伝統的な節句の前後2・3日を適当とする」が、「子の結婚式や父母の長寿のお祝いや葬式などの事柄といった個々の被執行人の家庭の大事が生じる時もまた突撃執行の最良の時期である」とされ、「大きな流血事故」を含む「衝突が一般的にきわめて生じやす」いとして、5つの注意点がそれぞれあげられている⁽²⁰⁾。当然ながらいずれもここで、いわゆる「突撃執行」にたいしてマイナスの評価がなされている点には留意する必要があろう。

以上がいわゆる「兵刑同源」に関連した具体例の一部である。

さて他方でいわゆる「人民裁判」についてもみておくと、前稿(上)ではじめにふれた福島らの旧中国(国民党を含む)との対比における新中国(中国共産党)の司法の優越性にかんする類似の指摘は、益井康一の『漢奸裁判史 1946-1948〔新版〕』のなかにも型どおり見受けられる点をここで補足しておく。つまり、それによれば、「中国大陸では日本軍降伏後、勝者の蔣介石国民政府および中国共産党政府が、敗者の汪兆銘国民政府関係者を、『漢奸裁判』の名のもとに、厳しい断罪を行なった」が、その「22 中共地区の『漢奸』

裁判」における「人民裁判のやりかた」のなかで「人民公審(人民裁判)」に ふれているし、さらにまた、「『漢奸』弾劾の民衆運動」といった記述もみられ る⁽²¹⁾。

そして、「23 『漢奸』裁判の総決算」で、「功妙な中共、拙劣な国府」として「国民政府と中共の漢奸裁判の相違点」が当時において具体的に総括されている。すなわち、いわば「正規化」された「国民政府の裁判は形の上では国家が訴権を独占し、被告」人「を官権の力で逮捕し、起訴し、裁判権を行使し、判決を下し、刑を執行する糾問主義的であった」が、「逮捕された被告」人「は十分な調べもなく、軍人は軍事法廷へ、民間人は法院へ送りこまれてい」て、「裁判そのものもいわば形式そのものであったようで、超スピードで処刑が行なわれた」「結果、各地で血なまぐさい『大量屠殺』が行なわれた」とされ、「法廷は被告」人「の行為を十分に調べもせずに、簡単に『首長は全部死刑』式に、行為よりも地位の上下だけで、量刑の軽重がきめられた」とする(22)。

他方で、むしろいわば「人民裁判」的な「中共側の裁判は、糾問主義に弾劾主義を折衷した方式を採用した形であった。即ち人民の意志を尊重した形で、除奸工作を反封建闘争に結合させた。実際的には直接の被害者である一般人民が漢奸を告発し、その後において正規の法廷において訴追し、人民公審(人民裁判)にかけて審理する」。そこでの「審理は弾劾者と被告人の対等の弁論に基づいて公開的に行なわれる。法律は人民のものである。同時に事件は人民に対する教育的意義をもち、または大衆の福利と関係があるので、公審制度をとった」「と説明されている」という。さらに、「人民公審という形で思う存分民衆にうっぷんを晴らさせると同時に、処罰の際にも柔軟性を示して、技術者など利用価値のある被告」人「は生かして、建設面で活用している。このため国民政府地区の漢奸で、中共地区に逃亡して助かったものも少なくなかった。結果的にみて中共のやりかたが国民政府のそれよりも、はるかに巧妙であったといえる。それは国共内戦の勝敗にもつながる」とする⁽²³⁾。

単純な「善玉悪玉」論的な記述はできるだけさけるべきだが、「国共内戦の

勝敗」における軍事的な勝利をへて、「権力」を掌握したのが、ほかならぬ中国共産党であった。そして建国後、「権力」をしっかりと掌握してから、そうした「権力」そのものの正統性は、はっきりとした「敵」が存在する場合に一定の効用が「権力」からみて期待される「人民公審という形で思う存分民衆にうっぷんを晴らさせる」方式のたびかさなる乱用にもより、徐々にときがたつにつれて摩耗しはじめるのであった。

また、こうした「中共のやりかたが国民政府のそれよりも、はるかに巧妙であった」といった当時における中国共産党の統一戦線政策にもとづく「寛大さ」の一面にもかかわった相対評価の当否や両者の共通点にたいする考察の必要性等はさておき、いわゆる「人民の意志を尊重した形」、つまり「人民公審という形」の「人民裁判」の功罪や「林彪・江青反革命集団裁判」の歴史的評価などの問題については、前稿(下・完)でふれたいわゆる「馬錫五裁判方式」にたいする初歩的な総括を含む、中国人民司法の歴史的評価全般と深くかかわってくることだけは間違いあるまい⁽²⁴⁾。

というのもくり返していえば、少なくともつぎの「八二年憲法下の中国人民司法」においても、前述の「厳打」などでは、いわゆる「公審制」に代表される広義の「馬錫五裁判方式」のハードな(負の)側面が部分的に継承される一方で、そのソフトな側面がかえって1980年代以降のいわゆる民事裁判改革なるものによって部分的に放棄されたということであれば、それはいわば「本末転倒」のそしりを免れないが、はたしてどうか。筆者の今後の課題もそこにある。

さて、「五四年憲法下の中国人民司法」、そして「七五年憲法下の中国人民司法」をへて、ようやくたどりついたこれまでの「七八年憲法下の中国人民司法」における「正規化」は、つぎの「八二年憲法下の中国人民司法」における「正規化」において紆余曲折をへながらいかに継承されていくかはひとつの難問であろう。

たとえば、いわゆる「人民参審員制度」ひとつをとってみても、かえって今日そこである種の「転換」のきざしが逆にみえかくれしているのである。また、

民事訴訟における調停や人民調停などの位置づけについてもしかりである。さらに、刑事訴訟においても、いわゆる「厳打」が本格的に登場してくるのも鈴木のいう「法典継受の時代に入った」この「八二年憲法下」の時期であった。

いずれにせよ、前稿(上)の冒頭でふれておいた浅井が指摘した「七八年憲法の限界」⁽²⁵⁾にかかわっていえば、これまでの筆者の研究や近年の前掲坂口による貴重な「厳打」研究などを十分にふまえながら、その「原点」を部分的に引きつぎつつ、現存する中国の政治体制を規定し続ける現行の「八二年憲法下」における「大衆動員方式」や「公審制」等といった裁判形態の残存やその継承という重要な問題などについての本格的な検討を馬錫五裁判方式の継承と断絶の問題を含め、さしあたりいわば「八二年憲法下の中国人民参審員制度」等の問題を中心に本格的な検討をすすめていかねばならない。なおこれらの点についてはすべて今後を期し、本稿では、いまだに現行憲法であり続けている1982年憲法の「原点」、つまりその今日的な「限界」そのものにできるだけ迫ってみることからはじめたいと考える。

「前置き」が長くなったが、まずは、その起草過程の検討からとりかかることにしよう。

一 1982年憲法の起草過程について

1) 1981年6月以前の憲法改正構想

さて早速、劉榮剛の「1982年憲法の制定過程およびその歴史的経験」という きわめて貴重な一文によれば、1982年憲法の制定にはおおよそ、「2年あまり」 かかったとされる⁽²⁶⁾。

本節では、1981年の6月を一応の境にこの「2年あまり」を2つの時期に区分し、当時の憲法改正作業を2つの項に分けて、それぞれ初歩的にフォローしていくことにする。いわば1)の本項でとりあげるその前期は、憲法改正構想ならびに各種草案起草期であり、一方2)の次項でみるその後期は、それらの

構想の部分的な「挫折」をともなう憲法改正草案の確定・公布、正文の制定期 といえる。

これが長いか短いかは評価の分かれるところであろうが、劉論文によれば、その間、①「鄧小平は、若干の重大な問題について一連の指示を行い」、②「中央政治局および中央書記処は8回もっぱら討論を行い」、③「憲法改正委員会は5回会議を開き、そのうち、3回はいずれも章ごとに節ごとに条文ごとに改正を討論し」、④「あわせて全人民において4ヵ月間討論を行った」という⁽²⁷⁾。

本節ではさしあたり、以上のうち、①と③を中心にこの憲法改正作業を資料的な制約のきびしいなか不十分ながらフォローしてみたいと考えるが、まず本項では、主としてその前期の憲法改正構想ならびに各種草案起草期についてみておこう。これはそれなりに「文革のトラウマ」からすみやかに脱却すべく、一定の活気にとんだ時期であり、おおむね胡喬木が主宰した時期でもあった。

そのうち、「文革のトラウマ」からの本格的な脱出をめざして周知の過度の「権力」(権限、以下同じ)集中を批判した1980年8月18日の鄧小平の講話ならびに中共中央の建議を受けた、同年9月10日の全国人大の決議にもとづき、憲法改正委員会が9月15日に発足し、第1回会議が招集開催された。さきの③の段階にはいり、「1980年9月21日に」、その当時における事実上の主宰者であり、その秘書長をつとめる胡喬木「は、中共中央が招集開催した各省・市・自治区第一書記座談会における講話のなかで」、「憲法改正の基本的な枠組みと意見を提起し」、そこで、「国家機構と公民の権利義務の両章の順序を逆にするように主張し」、「公民の権利義務を総綱のあと、国家機構の前に置くことは、民主の思想であり、公民の権利を重視することである」としている(28) 点がまず注目される。ということは、公民の義務も前倒しになるのだが、こうした「民主の思想」にもとづくとされる胡による提案を本稿ではさしあたり「胡喬木による第一構想」とよぶこととする。

ここでは、過度の「権力」集中こそが問題であり、かえって適度の「権力」 集中をめざした「民主集中制」の再建が党と国家において喫緊の課題となった といえるが、「民主の思想」や「公民の権利」重視の胡による上記の(当時の中国としては)「斬新」な問題提起は、「文革のトラウマ」からのすみやかな脱却をめざすうえで、さきに浅井がいう「憲法が市民の権利をいかに保護すべきか」への転換をはじめるためのひとつの契機となる可能性を一面で秘めていたと考える。逆にいえば、それは当初から「過度」か「適度」といった程度の問題にやや「矮小化」され、不十分さもめだち、のちの「二院制」の顛末に象徴されるように、それらをこえて、民主主義的な権力の「抑制」の過度の強調、とりわけ「権力」の集中そのものの一定の排除を目的としたいわば自由主義的な「権力分立」論や「三権分立」論が当時においても「権力」内部において支配的になること自体は少なくとも結果的には注意深く回避されたのである。

ついで、「1981年1月から6月まで、胡喬木の主宰のもと、秘書処は、『憲法草稿』・『憲法討論稿』(2月28日)・『憲法第3次討論稿』(4月1日)・『憲法第4次討論稿』(4月1日)・『憲法第4次討論稿』(5月1日)の5つの稿」(残念ながらすべて筆者は未見)「が作成された。これらの稿は、基本的に1954年憲法の構成に従い、すなわち序言・総綱・公民の基本的権利および義務・国家機構という枠組みに則り、書かれたものであり、かつまた当時の混乱収拾の情勢にかんがみ、国家機構の章で『一院制』および『二院制』の2つの提案が提起された」というのである(29)。

ここでは、いわゆる議会制や連邦制などへの志向性を本来的に含む可能性を 秘めた「当時の混乱収拾の情勢」によって触発されたかのような「二院制」案 にとくに注目したい。なお、この「二院制」案が「内部」においてであれ存在 していたこと自体が、この前期の後半における「民主」的な傾向性をしめす特 徴のひとつといえるが、こうした傾向性はおそくとも次項のその後期には残念 ながら雲散霧消してしまうのである。

ちなみに「二院制」案については、許崇徳の『中華人民共和国憲法史』下巻の「第17章 1982年憲法の生誕の経過(上)」のうち、「第3節 1980年の憲法改正作業実録」の「4 二院制にかんする若干の具体的な構想」という個所

がきわめて参考になる(30)。

さて、時期的に少し前後するが、早速その『憲法史』下によれば、「1980年 8月30日に、中国共産党中央委員会が第5期全国人民代表大会第3回会議議長 団にたいして提出した『憲法を改正し、そして憲法改正委員会を成立させるこ とにかんする建議』はつぎのように述べている。すなわち、1978年憲法は、『当 時の歴史的条件の制約およびそのとき以来の情勢の巨大な変化により、多くの ところですでに当面の政治経済生活および現代化された国家の建設にたいする 人民の必要にきわめて適応せず、プロレタリアート独裁の国家制度を完全なも のにし、社会主義的民主を発展させ、社会主義的適法性を健全なものにし、国 家の根本制度をうちかため、そして健全なものにし、人民の権利および各民族 の権利を適切に保障し、安定・団結し、生気発らつとした政治局面をうちかた め、そして発展させ、一切の積極的要素を十分に動員し、社会主義制度の優越 性を発揮させ、4つの現代化建設事業の発展を加速させるために、憲法にたい して比較的に系統的な改正を行う必要がある』という観点から、『中国共産党 中央委員会は、全国人民代表大会にたいして憲法改正委員会を成立させ、憲法 の改正作業を主宰させ、あわせて1981年上半期に憲法改正草案を公布して、全 人民討論に交付することによって、今期の全国人民代表大会第4回会議に求め て採択でき』るように『することを建議した』 と⁽³¹⁾。

そして、「憲法を改正し、そして憲法改正委員会を成立させることにかんする第5期全国人民代表大会第3回会議の決議」(1980年9月10日)が正式に出された。早速それによれば、以下のとおりである。つまり、「第5期全国人民代表大会第3回会議は、憲法を改正し、そして憲法改正委員会を成立させることにかんする中国共産党中央委員会の建議に同意し、中国共産党中央委員会が提出した中華人民共和国憲法改正委員会名簿に同意し、憲法改正委員会が」1978年憲法の「改正を主宰して、中華人民共和国憲法改正草案を提出し、全国人民代表大会常務委員会が公布し、全国各民族人民に交付して討論させ、さらに憲法改正委員会が討論された意見にもとづき改正したのち、今期の全国人民

代表大会第4回会議に手交して審議させることを決定した」という(32)。

つまり、これにより、さきの③の段階がはじまり、憲法改正委員会とその秘書処によって上記の手順や段取りに従いつつ、1981年中にすみやかに憲法改正を行うことが当初は期待されていたのである。

ふたたび『憲法史』下によれば、「1980年9月17日の晩に、憲法改正委員会秘書処が北京人民大会堂の小天津庁で成立会、またすなわち第1回会議を挙行した。秘書長の胡喬木が主宰した」。この「会議では、胡喬木の長編の講話が拝聴されたが、胡喬木の講話の主旨は、全国人民代表大会の組織体制を改革し、『二院制』を実行するというかれが思考してすでに入しい構想にかんするものであった」とされる⁽³³⁾。なお、本稿では、この「かれが思考してすでに入しい構想」をさしあたり「胡喬木による第二構想」とよぶ。

その後、「9月24日・25日の午後、張友漁が秘書処の第2回・第3回会議を主宰し招集して開催し、二院制の問題について引き続き真剣な討論を行」い、一院制支持者もいるなかで、最後に「二院制にかんするひとつの初歩的な提案」の一部のメンバーによる考案が試みになされることとなったという(34)。

ここでは、「二院制」の問題が過度の「権力」(権限、以下同じ)集中から適度の「権力」集中へといった程度の差をそもそも所与の前提としたかなり幅のある構想のもとで、当時の中国において「一院制」案も残しつつそれとも共存しながら、「権力」の抑制というモメントを鮮明に象徴するものと考えられ、あえて提起された点がとりわけ重要であると考える。

また時期的に前後するが、「9月22日に、秘書処の一部のメンバーが憲法の構成の問題について、初歩的に討論した」が、序言(前文)の必要性(不要説と簡潔保留説)や総綱の名称変更(「基本制度」の採用案)などの問題のほかに、とくに、「『公民の基本的権利および義務』にかんして、新中国樹立以来の各憲法では、『公民の基本的権利および義務』をいずれも第2章の国家機構の後に置き、第3章に列した」が、「意見を聴取するなかで、圧倒的な多数のものがわが国の目下の状況にもとづき、人民の民主的権利の保障を特別に強調すべき

であり、したがって、『公民の基本的権利および義務』の章を第2章に列する のがよろしいし、あわせてその内容を充実させると考えた」という⁽³⁵⁾。

ここですでに、さきの「胡喬木による第一構想」にかかわる「人民の民主的権利の保障」などからなる「権利および義務」の前倒しが秘書処の「圧倒的多数のもの」によって支持されている点には注意を要する。まさしくこれは一面で率直に浅井がいう「憲法が市民の権利をいかに保護すべきか」への「重点移動」にたいする積極的な支持の表れといえるが、やはり「公民の権利」か「市民の権利」かの問題はのこるといわざるをえない。

一方、「国家機構を第3章に列する」が、「中華人民共和国主席を置くかどうかについては、意見が完全には一致しないので、しばらくは主席の節を欠く」という (36)。とくに微妙で敏感な国家主席の設置というこの問題はとりわけ重要であり、のちに次項でみるように憲法改正が1年延期される要因のひとつとなったと推測される。

なお、「憲法の改正および憲法の実施の監督にかんして、この問題は以前の3つの憲法においていずれも規定を行ったことがな」く、「かつてのわが国の憲法実施の実際の状況まで考慮して、みなが憲法の実施をいかに適切に保障するかについて専門に一章をくわえて規定することが必要であると考えた」とする⁽³⁷⁾。

ちなみに、議会制や連邦制などへの一定の親和性をもった「胡喬木による第二構想」にかかわるより「革新」的な「二院制」の実現とともに、憲法保障の独立の章の創設自体は残念ながらいずれもその後慎重に「今回」は見送られることになる。

さて、「9月24日に、秘書処の全体会議が張友漁の主宰のもとに、憲法の構造の問題について討論し、参加者は一致して」、序言(前文)の必要性については「最後に考慮」してよく、総綱の名称は変更不要と考え、また、「『公民の基本的権利および義務』について、秘書処は一致して『国家機構』のまえに置き、憲法の第2章に列することに同意した」とされる⁽³⁸⁾。

この段階で、他の分野では比較的に「保守」的な姿勢をあまりくずさないなかで、とりあえず「胡喬木による第一構想」にたいするみずからが指導する秘書処レベルにおける同意が正式に取り付けられた点はやはり重要である。

また、「意見が完全には一致しない」「国家機構」における「中華人民共和国主席」や「国家元首」などについては、「中央で決定することを希望する」とここでは型どおり「中央」にげたを預けた形になったが、「憲法の改正および監督については、多数は1章を設けて単独に書かなくてよいと考え」、「この問題はあるいは附則とするか、あるいは総綱において規定する」かにあるとされ、後者についてはきわめて消極的な意見が出された⁽³⁹⁾ 点もその後の紆余曲折した趨勢を予見するうえで見落とせまい。

ついで、「9月29日に、王叔文らの何名かの秘書処のメンバーが二院制の実施にかんする具体的な考えについて交流した」とされる⁽⁴⁰⁾。

ここにやや「革新」的な「二院制の実施」へのこの段階におけるつよいこだわりが垣間見られるが、やはりその後は、結果的に「全国人民代表大会の権限の実質化」という課題が浮上するなかで過度の「権力」集中は排除するが、適度の「権力」集中は維持するといった文脈から(党や軍の権力にたいしても)「二院制」に代わって提起されてくるなかで、こうした「つよいこだわり」はのちの主宰者としての胡の「降板」と彭真のそれへの「登用」といった重要な人事措置によって雲散霧消してしまうのだが。つまり、結果的に「その常務委員会の権限の強化」という形をとった「全国人民代表大会の組織体制」の上下の「二階建て」の(その常務委員会への)集権をうながすやや「保守」的な提案のほうがパラレルな「二院制」にとって代わってその後次項の後期において次第に本命の改革案として登場してくるのである。

さて、「二院制」プロパーの初歩的な構想によれば、①「全国人民代表大会の地位にかんして」は、「二院制の実施は、全国人民代表大会固有の地位にけっして影響せず、それは、依然としてわが国の最高国家権力機関であ」り、②「二院の名称にかんして」は、「地方院および社会院」(「地方民族院」・「社会職業

院」、「地方と民族院」・「社会と職業院」、「地区院」と「産業院」・「経済院」など)がそれぞれあげられ、③「両院の人数にかんして」は、「両院各600名の代表で構成し」、「合計1200人」(「地方院」=800名・「社会院」=400名や総人数1500人など)があった⁽⁴¹⁾。

まさにこれは「全国人民代表大会固有の地位にけっして影響」しないといったやや苦しい「折衷」的な構想といわざるをえない。というのも、もともといわゆる「ゴム印」と揶揄もされてきた「全国人民代表大会固有の地位」、つまり「わが国の最高国家権力機関」という既存の「組織体制」を前提にした「二院制」案がのちに放棄され、「一院制」を維持し、その常務委員会の権限を強化した「最高国家権力機関」のいわば「二階建て」のより集権的な「強化」策に一本化される「宿命」にあったというのは、結果論にすぎるといえようか。なお、本稿では、このより集権的な「二階建て」の「強化」策をさしあたり1982年憲法の「原点」その1とよぶことにする。

他方、④「二院の構成と選出方法にかんして」は、1「地方院」では、「50 あまりの少数民族」のうち「それぞれの民族が少なくとも代表1名をもつべきであ」り、「その他の代表は省・直轄市・自治区人民代表大会によって間接選挙で選出」し、2「社会院」では、「各業種・各界によって全国的な団体を成立させ、各業種・各界の代表大会を主催して招集開催させて、代表を選挙で選出」し、⑤「二院の任期にかんして」は、「5年(現行憲法に従う)」または4年(1954年憲法に従う)」とされている⁽⁴²⁾。なお、結果的には当時の現行憲法の1978年憲法と同じ5年の任期となるのだが。

⑥「二院の法的地位にかんして」は、「二院は平等の権利を享有」し、⑦「二院の組織機構にかんして」は、「常務委員会」、「主席」「副主席」、「委員長」・「副委員長」、「常設委員会」などについて意見が分かれ、⑧「二院の関係の調整にかんして」も、議論したが、「のちの作業の進行過程が明らかにしているように、二院制の提案は採用されなかった」という(43)。

「胡喬木による第二構想」に発したこの程度の限定的な適度の「権力」(権限、

以下同じ)集中をめざす相対的に「権力」抑制的な「二院制」の採用すらもが 一面で見送られ、かわって全国人大そのものへの集権ではなく、いなそれより もその常設機関にすぎない全国人大常務委員会への「権力」の再配分、つまり 「権力」集中が国務院やその総理へのそれを含めて大胆かつ意図的にすすめら れていったといえる。

いずれにせよ、「10月7日に、秘書処第4回会議は今後の作業の問題を検討し、秘書処の統一的な主宰のもとで、異なる専門のテーマの検討を引き受ける3つの小組、すなわち、総綱組・公民の基本的権利・義務組・国家機構組によって、それぞれ専門家・学者および関連部門の責任者を招請して、座談会を行い、憲法をいかに改正すべきかという問題を討論することを決定した」。そこで、「初歩的に確定した重点的なテーマには」、①「人民代表大会制度」の「改革」による「完全化」(「人大代表定数の削減」・「二院制の設立」・人大常務委の強化と健全化)、②「経済制度」(「所有制形態」・「経済管理システムの改革」・「企業の民主的管理」)、③「公民の基本的権利および義務」(「基本原則」、「経済・政治を管理する権利および『人身』の権利等の面」の増加、「義務の面」)、④「中央と地方の関係」(「権限」区分・「地方の権限」の拡大)、⑤「民族区域自治」(制度の健全化・自治権のいっそうの拡大等)、⑥「中国共産党の指導」(「党の指導的役割」・「党と政府の関係」)、⑦「代表の権利および義務」、⑧「憲法の構成」、⑨「憲法の実施」の保障、⑩その他であった(44)。とくに⑤の「自治権のいっそうの拡大」という論点が注目される。

なお、「プロレタリアート独裁または人民民主独裁」の問題などの9点がさらに型どおりあげられている⁽⁴⁵⁾。

一方で、この時期の「廖蓋隆の『庚申改革』の構想」については、太田勝洪の「中国における政治体制改革論議―「庚申改革」から新権威主義へ―」という当時の一文が参考となる。そこでは、1980年10月25日の廖蓋隆の報告が取り上げられ、全国人民代表大会改革として「区域院」と「社会院」からなる「二院制」構想にもふれている(46)。

やはり、「二院制」構想には、議会制や連邦制などといった「権力」抑制的なモメントが「一院制」とくらべてよりいっそうビルトインされる点が過度に 危険視されたものと考えられ、こうした危険視する傾向性は今日かえって強 まってさえいる。

同時に、山内一男の「中国からみたポーランド問題」という一文では、1980年8月から81年にかけてのポーランドの「連帯」運動が1980「年の8月を契機として高まった『上からの民主化』の気運(「庚申改革」といわれる)のさなかに当るということを事態の背景の一つとして指摘」されている⁽⁴⁷⁾ 点にも十分に留意する必要がある。なお、いわば国際的な契機の考慮もきわめて重要となろうが、本稿では、それと呼応した国内的契機を含め、それらへの言及は省略する。

その他、1980年11月中旬に提起された「憲法改正にたいする上海社会科学院 法学研究所の建議」(12力条)の条項も重要であろう。つまり、それによれば、 ①「憲法改正の原則」、②「憲法の構成の調整」(長すぎない序言や「公民の基 本的権利および義務 | の章を「国家機構 | の章のまえに置くことなど)、③「党 政分離の原則 |、④「人民が国家管理に参加する権利を拡大し、人民大衆が国 家の主人公になることを確保する」こと、⑤「人民代表大会制度を完全なもの にし、人大常務委の活動を強化する こと、⑥ 「農村の政治経済システムを改 変し、政社合一を廃止|し、「郷・鎮政権の制度を同復させ、公社は農業生産 をもっぱら管理する こと、⑦「幹部の指導的職務の終身制を廃止し、指導的 幹部は大衆と連携するという原則を規定する|こと、⑧「公民の民主的権利を 適切に保障し、『法律の前でみなが平等である』という原則を回復させ、公民 の基本的権利および義務にかんする1954年憲法における若干の条項を回復さ せ」、⑨「憲法において知識人の地位と役割を重視する条文を明確に規定」し、 ⑩「封建主義の残余の影響を一掃し、封建的なイデオロギーを批判するという 任務を規定」し、印「人民政協の地位と役割を規定」し、印「憲法の権威性と 安定性をまもるために、違憲の処理および憲法の改正にたいして具体的な規定 をもつべきである| とされる⁽⁴⁸⁾。

ここでは、②の論点にくわえて、とくに⑤の人大とその常務委員会の権限強化や⑦の「幹部の指導的職務の終身制」の廃止や、⑧の公民の基本的権利および義務にかかわる「建議」、さらには⑩でとりあげられた問題などがそれぞれ注目される。

さて、「1980年12月29日の憲法改正委員会秘書処第8回会議で決定した作業の手順にもとづき、憲法改正意見を広範に聴取した基礎のうえで、1981年1月末に総綱・国家機構・公民の基本的権利および義務の3つの部分に従い、秘書処のメンバー内部で業務を分担し、あわせて手分けして文章を書いて、憲法改正草稿を起草し」、まず、「2月10日の午前に、憲法改正委員会秘書処が第10回会議を挙行し、総綱(草稿)にたいして討論を行」い、「会議は張友漁が主宰し、胡縄が簡単な説明を行った」とされている(49)。

胡縄によれば、「総綱にどんな表題をつけるのが比較的によいかについては、まだ検討してよ」く、「われわれは現在それを、政治制度、経済制度、文化、政党・人民団体の合計4節に分け」たという⁽⁵⁰⁾。

ついで、「2月11日の午前に、憲法改正委員会秘書処が第11回会議を挙行し、『公民の基本的権利および義務』について、真剣な討論を行った」という。すなわち、①「『中華人民共和国公民は法律において一律平等である』ということにかんする1954年憲法第85条の規定を回復させ」、②「『中華人民共和国公民の権利および自由は、憲法および法律の保障を受ける。公民の権利および自由を侵犯するいかなる行為にもすべて法律に従い、制裁をくわえることが必要である』(第1項)。『公民は権利および自由を行使するさい、国家および集団の利益ならびにその他の公民の権利に損害をあたえてはならない。権利および自由を濫用するいかなる行為にもすべて法律に従い、制裁をくわえることが必要である』(第2項)といったひとつの新たな規定を増や」し、③「公民が国家の事務を管理し、そして企業を管理する権利にかんする1条を増やして書」き、④「公民の人身の自由を保障する措置を」「増やして書」き、⑤「公民の人格

の尊厳および栄誉 の「不可侵」を「増やして書く」などとされた(51)。

なお、今回、国家機構の章よりもまえに置かれる「公民の基本的権利および 義務」とは、いわば「人権」宣言というよりも、上記のかなり「保守」的な内 容を想定したものである点には十分に留意すべきであろう。

たとえば、当時におけるいわゆる「『精神病患者』(原文、以下同じ)に選挙権があるかないかという問題では、2種類の意見があり、1種類の意見は、『精神病患者』は選挙権をもつが、しかし行使するすべがないと考え、もう1種類の意見は、『精神病患者』は選挙権をもたないと考える」としてここでの選挙権の付与にきわめて否定的であった⁽⁵²⁾。

さらに、「2月13日・16日・18日・19日に、憲法改正委員会秘書処は、張友漁の主宰のもとで、2日の時間をかけて初歩的に起草された『国家機構』の草稿を討論した』という。そこでは、とくに、「全国人大に二院を置く問題にかんして、多数は二院制を行うことに賛成し」たなどとされ、この問題が根深く再燃している点は「胡喬木による第二構想」の存在意義とともに、やはり重要であろう⁽⁵³⁾。

そもそもここでの「二院制」自体はきわめて穏健なものであったが、「一院制」とくらべて相対的によりいっそうの「権力」(権限、以下同じ)の抑制や適度の「権力」集中を一面で象徴するものでもあった。しかし他方で、この程度の「二院制」の導入によってすら「全国人大」本体の形骸化がさらに進むことも懸念されるところでもあった。のちに憲法改正作業の後期において、全国人大とその常務委員会への「権力」(権限、以下同じ)の再配分、すなわち「権力」集中となっていわば「二階建て」による「一院制」の強化(つまり、さきの1982年憲法の「原点」その1)をむしろ積極的に志向することとなるのである。これが過度の「権力」の集中か、適度の「権力」の集中かは見解の分かれるところであろうが、のちに「全国人大」そのものの「形骸化」の部分的な維持を代償とするその常務委員会へのあらたな「権力」の集中、「権力」の再分配が1982年憲法の制定において本格的に図られることになったことで、この

「二階建て」のうちどちらが実質的に上となるのかといったある種の深刻な「ジレンマ」をかかえこむのであった。

一方、「最高国務会議および国防委員会の問題にかんして」も、いろいろと議論があったという⁽⁵⁴⁾。これらの点は、国家主席の設置などに密接にかかわる問題であろう。

なお、「憲法改正委員会は2月10日・11日・13日・16日・18日・19日、合計6日半の時間の討論をへて、この基礎のうえで、ひとつの初歩的に揃い整った憲法改正草稿、すなわち『憲法草稿』を改正し、かつ整理して仕上げ」たという⁽⁵⁵⁾。

つまり、「当該『憲法草稿』の主な枠組み」は、「第1章 総綱は合計5節に分かれ」、「第1節 政治制度、第2節 経済制度、第3節 文化、科学及び教育、第4節 政党、政協および人民団体、第5節 国防および外交」で、合計条文33条をかぞえ」、「第2章 公民の基本的権利および義務は合計条文21条をかぞえ」、「第3章 国家機構は合計8節に分かれ」、「第1節 全国人民代表大会、第2節 全国人民代表大会常務委員会、第3節 中華人民共和国主席、第4節 国務院、第5節 地方各級人民代表大会および地方人民政府、第6節民族自治地域および自治機関、第7節 人民法院、第8節 人民検察院で、合計条文101条をかぞえ」、「以上3章で総計条文155条をかぞえる」と(56)。

そして、「『憲法草稿』の成立後、秘書処の一部のメンバーは2月20日からまた9日の時間を費やして章ごとに逐条の討論を行い、必要な改正・補充を行い、「2月28日に、ひとつの『憲法討論稿(2月28日)』を作成した」という「57」。 そこでは、「総綱稿は2つの提案からなる。第1提案では序言を増やし、もとの『憲法草稿』の第4節『政党、人民団体および人民政治協商会議』を削除し、あわせて『第5節 国防および外交』を『第4節 国防』に改め」、「第2提案では序言がなく、もとの『憲法草稿』の総綱の基礎のうえに、3つの条文を増やして書き、合計36条となった」とする「58」。

なお、このうち序言(前文)を置く総計166条の「『憲法討論稿(2月28日)』

の基礎のうえに、のちに『憲法第3次討論稿(4月1日)』、『憲法第4次討論稿(4月20日)』、『憲法第5次討論稿(5月1日)』が形作られた」とされる⁽⁵⁹⁾。

まず、「憲法第 3 次討論稿」(4月 1 日)についていえば、「国家機構」で、「一院制・二院制についてそれぞれ 2 つの提案を起草した」というが、国家主席の年齢条件についても規定された $^{(60)}$ 。

また、「秘書処は4月8日・18日で、2つの半日の時間で、『憲法第3次討論稿(4月1日)』について、討論を行い、討論のなかで以下の主な改正意見が提起された」という。すなわち、「全国人民代表大会憲法委員会にかんして、2つの提案を起草する」などとしたという⁽⁶¹⁾。

つぎに、「憲法第 4 次討論稿」(4 月20日)では、「4 月21日」に「一院制」を第 1 提案、「二院制」を第 2 提案と位置づけるなどとなった (62)。 なお少なくとも、1981年 4 月の段階までは「二院制」構想の存在がまだ許容されていた点は示唆的である。

そして、「憲法第5次討論稿」(5月1日) については、その内容は明らかでないが、「同時に、秘書処ではさらに『憲法改正の若干の主要な問題にかんする報告(草案)』について討論が行われ、討論での意見にもとづき、いっそうの改正を行ったのち、上に報告した」という⁽⁶³⁾。

以上の本項では、1981年上半期における草案公布(そして1981年内における改正)といった議事日程に従って、表面的には今回の憲法改正作業は順調なあゆみをすすめているかにみえたのだが。

2) 1981年6月以後-憲法改正の一年延期へ

さてふたたび劉論文によれば、胡喬木は1981年6月のいわゆる「歴史決議」の採択後、体調不良による休養を理由に、「憲法改正時期の延期」を建議することとなったが、ここでの延期は認められず、代って彭真が当時の最高指導者とみられていた鄧小平に、「憲法改正作業を主宰する」ように指名されたという⁽⁶⁴⁾。

ここでの胡から彭への主宰者の事実上の交代により、この憲法草案がより いっそう「保守」的な色彩をつよめていくことになるのだが、はたしてその交 代はいわば「体調不良」だけによるものかはいわゆる別件での「胡喬木による 自己批判」との関連で若干の疑問がのこる。

ともあれ早速、「1981年7月、彭真が鄧小平のところにいたり、いかに憲法を改正するかについて相談」したが、党の内外に、4つの基本原則をめぐる問題にはじまり、一院制か二院制か、「三権分立」か人大制度か、民族区域自治か連邦制かなどで意見や認識に大きな差があるなかで、「鄧小平が4つの指導思想を提起した」とする。つまり①「4つの堅持を理路整然と腹を据えて書」き、②「労働者階級が指導する、労農同盟を基礎とした人民民主独裁を書」き、③「民主集中制を書」き、④「民族区域自治を書く」とされている(65)。

ここではまず、いわば「彭真による鄧小平詣で」の重要性がやはり注目される。「三権分立」制や連邦制の問題はさておき、とくに、「腹を据え」た鄧小平の同意のもとに、彭真によって「一院制か二院制か」の問題で、後者の「二院制」をすてて前者の「一院制」でいくという基本的な方向性が何らかの形で(再)確認された可能性がきわめて高いと推測される。本稿では、こうした傾向性をあえて「革新」的にたいして、「保守」的とよぶことにする。

さらに『憲法史』下によれば、5ヵ月後の「1981年12月に、憲法改正委員会副主任委員の彭真は、第5期全国人大4回会議にたいして行った『憲法改正の完成期限の延期を建議することにかんする説明』のなかで、つぎのように指摘した」。すなわち、1980年9月の第5期全国人民代表大会第3回会議による「第5期全国人民代表大会第4回会議に手交して審議させる」との決定の実現が困難であり、1年間延期して「1982年の第5期全国人民代表大会第5回会議に手交して審議させる」と(66)。

つまり、やや「革新」的にすぎたと思われる胡喬木によるさきの延期要請は そこで一蹴されたわけだが、それから半年後に上記の延期が正式に認められる ことになる。 おそらく、彭真は憲法改正作業全体を1年間延期することで、きわめて慎重かつ漸進的にことをすすめるやや「保守」的な姿勢やスタンスを明確に示す一方で、「一院制」の堅持や国家主席の問題を含む争点の「適正」な解決のために一定の時間を慎重に確保したと考えられる。

そして、上記の提案どおり、「第5期全国人民代表大会第4回会議は、憲法 改正委員会の建議を受けて、1981年12月13日に、『憲法改正草案の審議を延期 することにかんする決議』を採択した」という⁽⁶⁷⁾。

なお、この延期について、1981年8月における「別件」でのいわゆる「胡喬木による自己批判」後の「二院制」の不採用の問題はさておき、「国家主席」をめぐる諸問題などによるいわゆる「権力闘争」説が一部でささやかれたが、許はもとより根も葉もない「若干の不当な世論および臆断」として型どおり退けている⁽⁶⁸⁾。

ちなみに、川島弘三の『中国の政治と軍事・外交』では、「第四部 中国人民解放軍-歴史の中の近代化」のうち、「第8章 国防近代化の政治動態」のなかで、「一 第5期全国人民代表大会の開催」の「(二) 国家主席設置問題」がとりあげられているが、そこでは、「今回、憲法改正草案を全人代に提出できなかった訳は、いずれにせよ、国家主席設置問題をめぐって、なお対立が解消できないという背景にあることはもはや明確なことである」と判断している⁽⁶⁹⁾。

ともあれ、より「革新」的な「二院制」の構想自体がここで放棄され、むしろそれよりも「保守」的な「一院制」案でいくことになったのにたいして、「国家主席」の問題はやはりいまだにきわめて論争的であったことだけは確かであるう。今回の憲法改正作業にとっては、まさしく一難去ってまた一難である。

ところで、劉論文によれば、同年「12月19日、彭真は中央にたいして書いた『憲法改正草案のいくつかの問題にかんする報告』のなかで、憲法改正草案稿の主な内容を紹介した」とする。すなわち①「4つの基本原則は憲法の全般的な指導思想であり、憲法の根本問題であり、草案の序言で歴史的事実にたいす

る叙述をつうじてかならず4つの基本原則を堅持しなければならないことを説 明 し、②「草案では人民民主独裁がわが国の国体であり、民主集中制が政体 であることが規定され |、③「草案は国家主席の設置を回復し、国家主席は国 家を対内的対外的に代表し、軍隊を統帥するが、政府の活動に干渉せず、行政 責任を負わないと規定」し、④「草案は民族区域自治政策の実行を堅持し、連 邦はやらず、加盟共和国はやら」ず、⑤「草案は政社分離の原則を肯定」し、 ⑥「草案は人大および人大常務委の役割を強化し、そして発揮させ、全国人大 常務委の構成要員は国家行政機関、裁判機関および検察機関の職務を担当でき ないと規定し、「全国人大の常設の専門委員会を適宜増やし、⑦「草案は全 国、省人大代表の任期を規定し、県および基層の代表の任期を規定し、(8)「草 案は経済制度の基礎が生産手段の社会主義的公有制、すなわち社会主義的全人 民所有制および社会主義的勤労大衆の集団所有制であると規定しし、⑨「草案 が明確に定めているように、都市の土地は国家所有に属し、「個人が使用す る字地および自己保留地を含む農村および都市の郊外地区の土地は、法律が国 家所有と規定する場合を除き、集団所有に属|し、⑩「草案は社会主義的責任 制を実行すると規定 し、⑪「草案は財政収支の均衡、銀行融資のバランスお よび物価の安定の問題について規定を置か」ず、⑫「草案は『ストライキの自 由』を書か」ず、③「草案は移転の自由について規定を置か」ず、④「草案は 正面から『文化大革命』の経験・教訓を吸収し、社会主義的適法性を強化し、 法律のまえでみなが平等であり、特権に反対するなどの条文を書 | き、(B)「草 案は社会主義文明 | を規定し、(ii)「草案は台湾問題について | それぞれ規定し たという⁽⁷⁰⁾。

ここでは、とくに③の国家主席の設置の回復問題で、「軍隊を統帥する」という1954年憲法型の旧式のものが採用されている点や④の「連邦」や「加盟共和国」の否定、さらには⑥の人大とその常務委員会の権限強化にかんする点などの一連のやや「保守」的な傾向性の存在が⑭の「特権」反対などとともにそれぞれ注目される。

くりかえしていえば、なによりも、1954年憲法型の旧式の国家主席(つまり、当時は国防委員会主席)による軍隊(「全国の武装力」)の統帥が掲げられていて、1975年・1978年憲法における国家主席制の不採用とも異なることで、その後のさらに「激しい」論争の継続が垣間見られる。

なお、台湾問題については、1 「序言のなかで台湾は中国の神聖な領土の一部分である」と規定され、2 「条文のなかで、全国人大は特別行政区の設置およびその制度を決定する権限をもつと規定」されているという(71)。

さて、「12月26日に、鄧小平は彭真が報告のため送付した『憲法改正草案のいくつかの問題にかんする報告』を審査閲覧したのち」、とくに「憲法の序言のなかでマルクス・レーニン主義、毛沢東思想を提起する必要があるが、条文のなかでは提起しない」などと胡喬木との談話のなかで述べたとされている「72」。

ついで、「1982年 2 月17日に、鄧小平は彭真・胡喬木・鄧力群と憲法改正草案討論稿を討論したときに」、「『権利および義務』を『国家機構』のまえにおくという意見に同意し」、また、「政社分離の問題に言及する必要があるが、現在の憲法草案は言及しておらず、ただ人民公社は経済組識である点に言及しているだけである」などとも述べたとする(73)。

ここでは、さきの秘書処レベルでの同意にくわえて、鄧小平による同意をえたことで、「胡喬木による第一構想」のほうはその後実現に移されるわけだが、そのなかに胡も参加している点は注意を要しよう。したがって別件であれ自己批判をへた胡の影響力の相対的な低下にくわえて、かなり「保守」的な彭真の本格的な参画(憲法改正作業の主宰)自体がこの後期においてやはり少なからず重要な意味をもったといえる。

さらに『憲法史』下によれば、「1982年2月27日に、中華人民共和国憲法改正委員会第2回全体会議が北京の人民大会堂で招集開催され」、「会議は3月16日に終了し、前後合計18日であった」とする⁽⁷⁴⁾。

この「会議の主な議題は、憲法改正委員会秘書処が起草した『中華人民共和

国憲法改正草案 (討論稿)』を討論し、そして審議することであった」という (75)。

また、「今回の会議において、憲法改正委員会秘書処があらかじめ「『中華人民共和国憲法草案(討論稿)』の説明」(以下「説明」と略称する)と題したひとつの書面材料を印刷発行した」が、「この材料は委員たちにたいして、憲法改正の経過および改正される条文の内容の比較的詳細な状況を提供した」という。なお、「1981年6月末に中国共産党6中総会が採択した『建国以来の党の若干の歴史問題にかんする決議』」がこの「討論稿」の「指導思想」であるとされている(76)。この「説明」の具体的な内容はおおよそ以下のとおりである。

まず、「1. 序言」では、「4つの基本原則」などが掲げられ、ついで「2. 総綱」では、「国体」にかかわって、序言(前文)での「人民民主独裁、すなわちプロレタリアート独裁」という文言に解釈をくわえて、第1条の「人民民主独裁」を、「プロレタリアート独裁のわが国における具体的な形態」と型どおり位置づけている点が示唆的であろう(77)。

- 「3.公民の基本的権利および義務」では、「『討論稿』は依然として4章だが、公民の基本的権利および義務を第2章に改め、総綱のあと、国家機構のまえにおいた」という(78)。
- 「4. 国家機構」において、「中央の国家機構についていえば、もっとも重要な変動は、国家主席の職位を回復させ、全国人民代表大会常務委員会の職権を拡大し、国務院の職権および組識にたいして若干の変更を行ったことである」とされている⁽⁷⁹⁾。

ここでは、「二院制」構想にかわる「全国人民代表大会常務委員会の職権」 拡大とともに、とりわけ「国務院の職権および組織にたい」する「若干の変更」 に注目したい。

1981年8月の別件での「胡喬木による自己批判」から半年以上たった1982年「2月27日の憲法改正委員会第2回全体会議において」、「憲法改正委員会委員兼秘書長の胡喬木」がつぎのようなやや「保守」的な講話を型どおり行ったという。つまり、①「人民民主を強化するということは、人民民主を基礎とす

る人民民主独裁・民主集中制を強化するということでもあ」り、②「人大常務委の権力を拡大し、国務院の権力も拡大し」、③「国家主席」を回復させ、「中華人民共和国主席」の節を設け、④「地方制度および民族自治制度」について「若干の新たな規定を行った」とする⁽⁸⁰⁾。

そこでは、人大常務委員会の権限強化にくわえて、「国務院の権力」の拡大にもふれている点は示唆的であるが、もはやより「革新」的な「二院制」への言及はもはやなされておらず、この点での胡の事実上の「敗北」は明らかであった。

その後の主要な争点はほぼ、「国家主席」問題のみにしぼられていく。

さて、「3月12日に、憲法改正委員会はグループごとに討論した」うえで、「国家主席を設置する問題にかんして、黄火青による国家主席必要論も出されている一方で、程思遠によると、「1954年憲法に従うと、国家主席はさらに国防委員会主席を兼ねる」が、「国防委員会は虚であり、中央軍事委が実であり、実際の軍事指揮権を行使」したとされる。これも軍の問題である。そして、「3月13日」には、「政府の活動に干渉してはならない」かという問題も出された。また、「3月16日に、グループごとの討論が終了したのち、彭真が憲法改正委員会第2回全体会議において講話を行った」ともされている⁽⁸¹⁾。

ちなみに、張友漁の「全国政協在京常委座談会における憲法改正草案にかんする情況説明」によれば、「3月9日から16日まで、憲法改正委員会が第2回会議を挙行した」のち、「彭真同志がみずから主宰して、秘書処の同志が3月17日から4月8日まで玉泉山に集まり、憲法改正委員会のグループごとの討論で提出された改正意見およびその他の各方面から提出された意見にもとづき、改正を行」い、「改正稿を4月12日にはじまり21日におわるまでの第3回憲法改正委員会に上程して審議した」という⁽⁸²⁾。

その「会議の期間、毎日午前に大会で討論し、午後秘書処で条文を改正した」が、そのうち、「国務院の職権」に、「省・自治区・直轄市の範囲内で部分的な地区の戒厳を決定する」というきわめて重要な文言などが追加されたとい

う⁽⁸³⁾。

のちの1989年5月20日からの戒厳令下における(6月4日の)第2次天安門事件への軍を含む一連の対応を想起するとき、ここでの「国務院の職権」の拡大、つまり部分的な戒厳の決定権の国務院による獲得は戒厳令の公布権の問題などを含めて、その後一定の「禍根」をのこすことになったのだが、当時はむしろそれほど注目されずに、国務院への「権力」(権限)再配分や「権力」(権限)集中が部分的に行われていたのである。

一方でさらに劉論文によれば、「3月中下旬から憲法改正作業班は」、「憲法 草案討論稿にたいして、いっそうの改正を行いはじめ |、「文革のトラウマ | を 程度の差こそあれ、鄧小平と共有すると考えられる「彭真は各方面から提起さ れた意見にたいして、見解を発表した|。つまり①「憲法の各章の順序で、公 民の権利および義務を国家機構のまえに移したことは、理論上から正しくな い」とあえて明言したうえで、1982年2月における鄧小平の承認をへた「胡 喬木による第一構想 | に発するこの問題にたいして、ふたたび戻さなくともよ いとしつつも、異をはっきりと唱えている点はきわめて示唆的である。なぜな ら「根本問題は政権であり、人民に政権がなければ、個人の権利もなく、公民 の権利は政権からくるものである とのきわめて「保守」的な「政権」(権力) 重視の「公民の権利」観(本稿ではさしあたり、これを1982年憲法の「原点」 その2とよぶ)がここであえて披歴されたのであった。これはまさしく彭真に よるある種の「保守」的な「巻き返し」の試みのひとつでもあった。また、②「労 働者・農民の教育のこの条文を総綱から権利義務のなかに移すのは正しくな| とする。ついで、③「憲法の序言に書くのは、天地をくつがえす大事であ」り、 ④「『文化大革命』の時期、党はみずから誤りを犯したが、誤りはみずから正 したものであり、⑤「プロレタリアート独裁とわが国の情勢は合わず、わが 国の実際を正確かつ全面的に伝えることができ」ず、⑥「搾取制度の廃棄以後、 もっとも根本的な任務は、生産力の発展であ」り、「階級の消滅」でなく、「搾 取制度が消滅した と限定的にとどめ、⑦「国家軍委を設置し、軍委主席が武 装力を統帥 するとされている (84)。

以上の指摘のうち、①における彭真によって代表される「政権」重視の権利観(つまりさきの1982年憲法の「原点」その2)はその当否はさておき、「政権は鉄砲から生まれる」式の軍事優先の「権力」観とどうつながるのか、つながらないのかがそもそも問題であろう。その他、⑤や⑥は「搾取制度」の消滅後における「生産力の発展」のための「人民民主独裁」という性格規定の特異性やいわゆる「開発独裁」との類似性などにかかわる論点でもある。つまり、1975年・1978年憲法が高らかに掲げた「プロレタリアート独裁」にたいする表面的な消極論や「党がみずから誤りを犯したが、誤りはみずから正した」といった主張などがここでは提起されているが、これも「文革のトラウマ」の一部といえる。

なお、⑦でようやく国家主席による「統帥」ではなく、「国家軍委」の設置 と「軍委主席」による武装力の「統帥」というかなり本命にちかい構想が登場 してきた点には十分に留意することが必要であろう。

二 1982年憲法改正草案について

さて、1982年「4月12日の午後」、「憲法改正委員会第3回全体会議が人民大会堂で挙行され、副主任委員の彭真が主宰し、秘書長の胡喬木が第1日目の会議において」、①序言、②総綱、③公民の基本的権利および義務、④国家機構についてそれぞれ説明したが、「中央軍事委員会」の節の増設や「中華人民共和国主席の最低年齢の制限」の引き上げ(35歳を45歳に引き上げる)などの論点が出された⁽⁸⁵⁾。

そして同全体会議は、「4月13日」、「4月14日」、「4月15日」、「4月16日」 と続き、中央軍事委員会 (4月14日) や国家主席の年齢条件の問題がそれぞれ 議論された⁽⁸⁶⁾。

その後、「国家機構にかんする4月19日および20日の討論」がさらに重ねら

れた。そこでは、「ウランフがいうには、中央軍事委員会の『中央』を『国家』に改め、国家軍事委員会と呼ぶように建議する」意見も出たが、ふたたび「程思遠がいうには、中央軍事委と国防部の両者の職権には明確な区分があるべきであ」り、「国防部は軍政事項を管轄し、中央軍事委は軍令を管轄し、政と令は分離する必要がある」とされている⁽⁸⁷⁾。

ちなみに、彭真の「中華人民共和国憲法改正草案にかんする説明」(1982年4月22日)(つまり「第5期全国人民代表大会常務委員会第23回会議における報告」)では、「8つの主要な問題について説明」がそれぞれ型どおりなされている⁽⁸⁸⁾。その具体的な内容はほぼ以下のとおりである。

①「4つの基本原則の堅持」であり、これは「社会主義を堅持し、人民民主独裁を堅持し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想を堅持し、中国共産党の指導を堅持する」ことであるとされる⁽⁸⁹⁾。

また、「4つの基本原則の堅持」のうち、「もっとも重要なのは、中国共産党 の指導を堅持し、そして社会主義を堅持することである」とされている⁽⁹⁰⁾。

とくに、「国家の生活における共産党の指導と活動はいずれも、憲法と法律の範囲内で行う」とする⁽⁹¹⁾。

- ②「人民民主独裁すなわちプロレタリアート独裁」とされ、「わが国の人民 民主独裁はプロレタリアート独裁の一種の具体的形態である」という⁽⁹²⁾。
 - ③「社会主義制度は、わが国の根本制度である」とされる(93)。
- ④「社会主義社会の発展は、高度に発達した生産力を物質的基礎とするところである」という⁽⁹⁴⁾。
- ⑤「高度の物質文明を建設すると同時に、高度の精神文明を建設ことはひと つの長期的任務である」という⁽⁹⁵⁾。
- ⑥「全人民の文化・科学・技術水準を向上させることは、社会主義的物質文明と精神文明を建設するうえで、不可欠の条件である」という (96)。
- ⑦「公民の基本的権利にかんして」は、「人民民主独裁の政権および社会主 義制度は、わが国の公民が資本主義制度のもとよりも、さらに広範で、そし

て真実の基本的権利を享有することを保証する」点が型どおり強調されている⁽⁹⁷⁾。これはいわゆる資本主義にたいする型どおりの「社会主義の優位性」 論にほかならない。

⑧「国家機構は、民主集中制の原則を実行する」として、1「人民代表大会制度を強化し、全国人大常務委の職権を拡大」し、2「国家主席を回復させて設置」し、3「国務院は総理責任制を実行し、各部・委員会は部長・主任責任制を実行」し、4「国家は中央軍事委員会を設置し、全国の武装力を指導」し、5「中央と地方の適切な分権」について、「中央の統一的指導のもとで、地方の職権、省・自治区・直轄市の人大およびその常務委は地方的法規を制定し、そして頒布する権限を有」し、6「民族区域自治を強化」し、7「基層政権を強化する」とする⁽⁹⁸⁾。

つまり、「4月草案」では、国家主席そのものは外交的儀礼的な存在でありながら、党の中央軍事委員会のいわば「分身」とみられる国家の中央軍事委員会による「全国の武装力」への「統帥」ではなく、「指導」(原語は「領導」)が他方で注意深くうたわれた。これを本稿ではさしあたり1982年憲法の「原点」その3とよぶことにする。

その後、国家主席と中央軍事委員会主席とを党の総書記が兼務するいわば「三位一体」の体制がそれが「権力」としての「強さ」の表れか、それともその「弱さ」の表れかはさておき、江沢民体制以降ついに基本的にほぼ確立することになる。それこそ鄧小平自身が当初世に問い、つよく批判した個人にたいする過度の「権力」集中そのものであり、この部分の1982年憲法草案の起草過程では、喧々諤々の議論がかわされたわけだが、ここに、1982年憲法の「原点」や「限界」における深刻なジレンマのもうひとつが存在するといえるのである。

なお、安田淳の「軍事力と安全保障」という一文では、「最高軍事指導者を めぐる問題」にそれぞれ言及がなされている⁽⁹⁹⁾。

ところで、「第5期全国人大常務委第23回会議では、4月22日の午後に、彭 真が行った説明が聴取されたのち、23日に、全委員でグループ別に憲法改正草 案について討論を行った」が、その「午前の討論状況」がまとめられている。 またその「午後、人大常務委委員は引き続きグループごとに憲法改正草案について討論を行」った⁽¹⁰⁰⁾。

そして、「4月24日に、全国人大常務委は引き続きグループごとに憲法改正草案について討論を行った」のち、「第5期全国人大常務委第23回会議は1982年4月26日に全体会議を挙行し、『「中華人民共和国憲法改正草案」を公布することにかんする決議』を採択した」という。それにより、「4月草案」は「1982年5月から1982年8月まで」全人民討議に付され、国家主席や中央軍事委員会についてもそれぞれ議論された(101)。

一方で、「憲法改正委員会副秘書長胡繩が新憲法草案にかんする問題で記者 の質問に答える」(1982年4月27日)という一文もある⁽¹⁰²⁾。

この「4月草案」は、全140条で、序言(前文)・第1章「総綱」につづき、「公民の基本的権利および義務」の章が第2章となり、第3章の「国家機構」のまえにきた。その国家機構では、第2節「中華人民共和国主席」、第4節「中央軍事委員会」の節が回復または新設された。なお、第4章は「国家・国章・首都」の章となった(103)。

さてここで、歴代の1954年憲法、1975年憲法そして1978年憲法とのごく簡単な対比のもと、具体的な内容についてその「4月草案」の条文を少し具体的に紹介しておこう。なお、本格的には、1982年憲法の正文にもとづき、次節でその「原点」、ひいては今日的な「限界」にできるだけ迫ってみたいと筆者は考えるが、以下の本項ではごく簡単な内容の紹介にとどめたい。

まず、序言(前文)では、「中華人民共和国の成立以後、わが国の社会は新民主主義から社会主義への移行を一歩一歩実現し」、「人が人を搾取する制度はすでに消滅し、社会主義制度がすでに確立した」としたうえで、「労働者階級が指導する、労農同盟を基礎とした人民民主独裁、すなわちプロレタリアート独裁」が規定された。なお、「階級としての搾取階級が消滅したのちも、階級闘争はまだ一定の範囲内で長期にわたって存在する」という(104)。

ちなみに、1954年憲法の序言では、「中華人民共和国が成立してから社会主義社会を建設するまで、これはひとつの過渡期である」と定めていたが、1975年憲法の序言では、「中華人民共和国の成立」によって、「社会主義革命およびプロレタリアート独裁の新たな歴史段階がはじま」り、「社会主義社会はひとつのかなり長い歴史段階である」とし、1978年憲法の序言でも、「中華人民共和国の成立は、わが国の社会主義の歴史段階の開始を示している」とする(105)。これはまさしく難解ないわば「過渡期論」の問題である。

そして「4月草案」の序言の最後に、「本憲法は中国人民が奮闘した成果を記載し、国家の根本制度および根本任務を規定し、それは国家の根本法であり、最高の法的効力を有」し、「全国の各民族人民、一切の国家機関および武装力、各政党および社会団体、各企業事業組織はいずれもかならず、憲法を根本的な活動準則としなければならず、あわせて憲法の尊厳をまもり、そして憲法の実施を保障する職責をおう」と明確に定めている(106)。

ここでは、中国にとっての「憲法」とは「権力」(権限)の再配分や集中の道具といった筆者の見方とは異なり、「最高の法的効力」をもった「国家の根本法」であるという一定の解答が示されているが、これをさしあたり、1982年憲法の「原点」その4とよぶことにする。

ついで、「第1章 総綱」では、第1条で「中華人民共和国は、労働者階級が指導する、労農同盟を基礎とした人民民主独裁の社会主義国家である」と定めている。1975年憲法および1978年憲法の第1条ではともに、「中華人民共和国は、労働者階級が指導する、労農同盟を基礎としたプロレタリアート独裁の社会主義国家である」と規定されていた(107)。なお、ここに「文革のトラウマ」の根源のひとつが存在するのだが。

ちなみに、1954年憲法第1条では、「中華人民共和国は、労働者階級が指導する、労農同盟を基礎とした人民民主国家である」と定められていた⁽¹⁰⁸⁾。

さらに、「4月草案」第3条第1項では、「中華人民共和国の国家機構は、民主集中制の原則を実行する」と定めているのにたいして、1954年憲法第2条第

2項および1978年憲法第3条第2項ではいずれも、「全国人民代表大会、地方各級人民代表大会およびその他の国家機関は、一律に民主集中制を実行する」と定め、1975年憲法第3条第2項で、「各級人民代表大会およびその他の国家機関は、一律に民主集中制を実行する」と定めており、草案では個々の「国家機関内部」や、全部の「国家機関」から「国家機構」体系における一部分に、また「一律」実行から組織「原則」(組織制度)としての実行に、それぞれその運用は注意深く「限定」されている(109)。なお、本稿ではさしあたり、「中央と地方」の関係やいわゆる「自治」の問題などを含むそれを1982年憲法の「原点」その5とよぶことにしたい。

また、「4月草案」第6条で「中華人民共和国の社会主義経済制度の基礎は、生産手段の社会主義的公有制、すなわち全人民所有制および勤労大衆の集団所有制であり、それは人が人を搾取する制度を消滅させ、各人はその能力に応じて働き、労働に応じた分配を受ける」という。なお、1975年憲法第9条第1項および1978年憲法第10条第1項では、「国家は『働かざる者食うべからず』、『各人はその能力に応じて働き、労働に応じた分配を受ける』という社会主義原則を実行する」とそれぞれ規定していた(110)。

一方、「4月草案」の第13条第1項で、「社会主義的公共財産は、神聖不可侵である」と規定している(III)。

そして、1954年憲法第19条第2項では、「国家は法律に従い、一定の期間内封建地主および官僚資本家の政治的権利を剥奪すると同時に、生活の活路を与えることによって、かれらを労働のなかで改造して法を守り、自分の力で食べていける公民となるようにする」と規定し、1975年憲法第14条第2項では、「国家は法律に従い、一定の期間内地主・富農・反動的な資本家およびその他の不良分子の政治的権利を剥奪すると同時に、生活の方途を与えることによって、かれらを労働のなかで改造して自分の力で食べていける公民となるようにする」と定め、1978年憲法第18条第2項では、「国家は法律に従い、一定の期間内立派に改造されていない地主・富農・反動的な資本家の政治的権利を剥奪す

ると同時に、生活の方途を与えることによって、かれらを労働のなかで改造して自分の力で食べていける公民となるようにする」と規定しているが⁽¹¹²⁾、「4月草案」にはすでにそうした文言は存在しない。

なお、この点につき、『運行』ではこう説明されている。つまり、以前の「これらのいくつかの憲法において、『政治的権利』という語が一般的に憲法の『総綱』のなかにあらわれており、『公民の基本的権利および義務』の章のなかではな」い点が重要であると⁽¹¹³⁾。

また、こうもいう。「『政治的権利』にたいする1982年憲法の規定に重要な変化があらわれ」たとし、①「ある種の敵対階級の政治的権利を剥奪する必要があることを正面から強調してい」ないこと、②「公民が平等の選挙権および被選挙権を享有することを強調すると同時に、但し書きの形式で政治的権利を剥奪された公民の選挙権および被選挙権にたいして、例外の規定がなされ」たが、ここのいわゆる「政治的権利という語が憲法の『総綱』のなかではなく、『公民の基本的権利および義務』の章」のなかに移されたという。1982年4月草案では、第33条に規定がある(114)。

なお、こうした点に早くから注目しているものとして、ANDREW J. NATHANのCHINESE DEMOCRACY(115) などがある。

ちなみに、1954年憲法第86条第1項但し書きでは、いわゆる「『精神病』(原文-引用者)の者および法律に従い、選挙権および被選挙権を剥奪された者を除く」とされ、1975年憲法第27条第1項後段および1978年憲法第44条後段でいずれも「法律に従い、選挙権および被選挙権を剥奪された者を除く」とされている⁽¹¹⁶⁾。なお、前節第一項でみた「精神病患者」の選挙権問題自体は、1954年憲法に由来するといえる。

さらに、「4月草案」第17条第1項で、「国家は社会主義的公有制の基礎のうえで、計画経済を実行」し、「国家は経済計画の総合的バランスと市場調節の補助的役割をつうじて、国民経済の比例的なつりあいのとれた発展を保証する」と定めている(117)。

そして、「第2章 公民の基本的権利および義務」では、「4月草案」第32条で「中華人民共和国公民は法律の前で一律平等である」と定められた(118)。

また、「第3章 国家機構」では、「4月草案」第96条但し書きで、「中央軍事委員会主席」も「連続して選出されれば、連続して就任できる」につづき、「連続して2期を超えて在職してはならない」とされていたが、1982年12月の憲法正文では、この連続3選禁止の部分は意図的に削除された。なお、「憲法が国家中央軍事委員会を確定した経過」という『運行』の個所はとりわけ示唆的であろう(119)。

それによれば、1982年の「4月上旬」、「重大な変化」に応じて、「軍隊内部でひとつの解釈的な文書を発する必要があ」るとして、「中共中央の名義で全軍にむけてとり急ぎ『憲法改正草案で中央軍事委員会の設立を規定することにかんする通知』を発出し」たという⁽¹²⁰⁾。

通知によると、「国家の中央軍事委の成立後、党の中央軍事委は、依然として党中央の軍事指導機関として直接軍隊を指導」し、「党の中央軍事委主席は、全国人大による選挙をへて国家の中央軍事委主席を担当」し、「党の中央軍事委と国家の中央軍事委は、実際上『ひとつの機構、ふたつの看板』でありえ」、「国防部の業務も、実際上党の中央軍事委の直接の指導のもとに行われるであろう」という。なお、「4ヵ月におよび討論のなかで」、「軍事の特殊性により、憲法で中央軍事委主席の任期について制限を行うことはよろしくない」などとなった(121)。

くり返していえば、本稿では、以上の一連の国家の中央軍事委員会システムを1982年憲法の「原点」その3とよぶが、それは一面でいうまでもなく、当時における鄧小平の存在の大きさ、さらには軍「権力」の比重の大きさを示すものであろう。

とくに重要なのは、「4月草案」の第86条第2項の「総理責任制」にくわえて、 第89条(国務院の職権)の第15号で、「省・自治区・直轄市の範囲内の部分的 な地区の戒厳を決定する」という文言が登場したことである。これにともない、 「4月草案」の第65条(全国人大常務委の職権)の第21号では、「全国または個別の省・自治区・直轄市の戒厳を決定する」という文言となった⁽¹²²⁾。

これらの規定改正は国務院(総理)主導の一種の「社会主義型開発独裁」に 道を開くものであったことは、1989年の六四事件ではからずも実証されるこ とになるのだが、国務院にたする「権力」(権限)の再配分や「権力」(権限) 集中の際立った例がここに見受けられる。

一方でまた、唐亮の「改革開放時代の中国政治をどう捉えるかー開発独裁モデルと近代化」という一文によれば、「開発独裁モデルという視点」がやはり依然として「重要な視角」とされている(123)。

ちなみに、1954年憲法では、同第31条(全国人大常務委の職権)の第18号で、「全国または部分的な地区の戒厳を決定する」とされるのみで、国務院の権限ではなかった⁽¹²⁴⁾。

ついで、彭真の「全国各民族人民を真剣に組織して、憲法改正草案を討論させよう」(1982年5月4日)という一文もある⁽¹²⁵⁾。

他方で、浦増元の「憲草序言の基本的な特色」という一文によれば、先にみた「憲法改正の過程」で、①序言(前文)不要論と保留論のふたつの意見があり、後者には②簡単に書くか、③詳細に書くかの「2種の意見」があり、「4月草案」では、③の「意見」が採用されたという。つまり、1「歴史的経験を総括し、革命の勝利の成果を記載」し、2「今後の一時期のわが国人民の根本的な任務」「および奮闘任務を規定」し、3「4つの基本原則の堅持を肯定」し、4「全般的な任務を実現する国内外の条件を規定」し、5「国家の根本法としての憲法の性質を規定した」という(126)。

さて、張友漁は「憲法改正にかんするいくつかの問題」という一文のなかで、いわゆる「4つの基本原則を堅持することにかんする問題」で、つぎのように述べている。つまり、「人民民主独裁は、実質上すなわちプロレタリアート独裁であ」り、「現在、人民民主独裁ということばを用いることは、けっしてプロレタリアート独裁の実質を改変せず、現在の状況のもとでは、人民民主独裁

ということばを用いる方がプロレタリアート独裁ということばを用いるよりも さらに適切であるというのは、階級としてのブルジョアジーがすでにもはや存 在しなくなったからである」と(127)。

ここでは、「プロレタリアート独裁の実質」論と「階級としてのブルジョア ジー」の消滅がセットで提起されている点に留意する必要があるが、ここでも 「文革のトラウマ」が影響しているのだが。

その後、彭真の「中華人民共和国憲法改正草案にかんする報告」(1982年11月26日)が型どおりになされた。それによれば、今回の「憲法改正草案の全般的な指導思想は、4つの基本原則であり、これは社会主義の道を堅持し、人民民主独裁を堅持し、中国共産党の指導を堅持し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想を堅持することにほかならない」とされている(128)。

以下、順番にその具体的な6つの内容をここでごく簡単に確認しておこう。

- 1 「わが国の人民民主独裁制度にかんして」、「わが国の人民民主独裁は、実質上すなわちプロレタリアート独裁にほかなら」ず、「人民民主独裁の国家の性質がわが国では、人民、ただ人民だけがはじめて国家および社会の主人であることを決定している」とする(129)。
- 2 「わが国の社会主義経済制度にかんして」、「生産手段の社会主義公有制が わが国の社会主義経済制度の基礎であ」り、「わが国の社会主義公有制には全 人民所有制および勤労大衆の集団所有制の2種の形態がある」という(130)。
 - 3「社会主義精神文明にかんして」の説明もある(131)。
- 4「国家機構にかんして」、①「人民代表大会制度を強化」し、②「国家主席および副主席を回復して設置」し、③「国家に中央軍事委員会を設置し」、④「国務院は総理責任制を実施」し、「各部・各委員会は部長・主任責任制を実施し」、会計検査機関をおき、⑤「中央の統一的指導のもとで、地方政権の建設を強化」し、⑥「農村の人民公社の政社合一の体制を改変し、郷政権を設置」し、⑦(憲法正文では、中央軍事委員会主席を除く)「国家の指導者は連続して2期を越えて就任してはなら」ず、「指導的職務の終身制」を廃止し

た⁽¹³²⁾。

なお、5 「国家の統一および民族の団結にかんして」の説明、6 「独立自主の対外政策にかんして」の説明もある⁽¹³³⁾。

本節の最後に、「4月草案」については、福島正夫「中華人民共和国新憲法草案の特徴とその問題点」ならびに拙稿「中国における草案公布後の憲法論議 - 国家機構を中心として|などがあることを補足しておきたい(134)。

すなわち福島によれば、「公民の基本的権利義務が第2章に出たのは、ソ連77年憲法もそうで、70年代以降の社会主義国憲法ではもはや一般の方式であり、また「70-80年代の社会主義国憲法はすべて指導政党(共産党)を憲法本文初頭に明記する」のが、「一般の傾向」だという(135)。つまり、この「4月草案」、ひいては1982年憲法の正文では、いわば「党のものは党に与え、国家のものは国家に与える」式のやり方を当時としてはある程度徹底してみたわけだが、これを本稿ではさしあたり、1982年憲法の「原点」その6とよぶことにする。

以上にみられるように、「2年あまり」の憲法改正作業をへて、1982年憲法はついに、1982年12月4日に第5期全国人民代表大会第5回会議で採択された(136)。

さて、節を改め、次節では、一面で深刻な「ジレンマ」をかかえた党と国家の中央軍事委員会が存在するなど、1982年憲法の6つの「原点」やその今日的な「限界」などにかかわって「権力」(権限)が配分される「国家機構」の基本的な問題を中心に具体的な検討を行ってみたい。いわば、ここからがいよいよ本稿の本題である。

(注)

- (1) 浅井敦「政治と法-憲法を中心として」(岩波講座現代中国第1巻、『現代中国の政治世界』、1989年9月、岩波書店所収)、249-277頁、261-277頁、262頁。
- (2) 同上、268頁。
- (3) 高見澤磨・鈴木賢『中国にとって法とは何か-統治の道具から市民の権利へ』(叢書・

中国的問題群3、2010年9月、岩波書店)。なお、82年憲法に対する4回にわたる部分改正 (88年・93年・99年・04年) の内容については、同上、114-115頁を参照願いたい。

- (4) 同上、103頁。
- (5) 坂口一成『現代中国刑事裁判論 裁判をめぐる政治と法』(2009年9月、北海道大学出版会、以下『政治と法』と略称する)。なお、拙稿「書評 坂口一成(著)『現代中国刑事裁判論—裁判をめぐる政治と法』(北海道大学出版会、2009年)」(『アジア法研究2010』第4号、アジア法学会、2010年10月)を参照願いたい。
- (6) 拙稿「七八年憲法下の中国人民司法の『転換期』と『正規化』」(以下前稿と略称する) (中・前)(『九州国際大学法学論集』、以下本誌と略称する、第15巻第3号、2009年3月) の注(61)、287-288頁。
- (7) 『政治と法』、41-82頁。前稿(中・後)(本誌第16巻第2号、2009年12月)、17-87頁。
- (8) 王雲海『賄賂の刑事規制 中国・米国・日本の比較研究』(1998年 8 月、日本評論社)、 346頁。
- (9) 『政治と法』、83-179頁、96-99頁、122頁。ちなみに、曲新久『刑事政策的権力分析』(中国政法大学出版社、2002年、117頁、未見)も興味深い引用である。なお高見澤磨「書評 坂口一成『現代中国刑事裁判論—裁判をめぐる政治と法』」(『社会体制と法』第11号、2010年5月、「社会体制と法」研究会)によれば、「法=道具観を示すものとしては、軍事用語というほどではないが、戦争言葉と連動していることなどは指摘してもよかった」として、「警察・検察・裁判所を砲兵・工兵・歩兵の分業にたとえて揶揄している」箇所を高見澤は「敵陣に打撃を与えるのが砲兵(警察)で、その後敵陣に迫るべく塹壕を掘り敵塁を崩すのが工兵(検察)で、最後に突撃し敵を降伏させるのが歩兵(裁判)というたとえであろうか」と解説している(114頁)。つまり高見澤のここでの指摘は、坂口による「83年厳打の紹介では、戦役、戦闘、打撃といった言葉が多用されている」点に「いわゆる左翼言葉一般の傾向」にはすべてを解消できないなにかを暗に示唆していて重要である(同上)。
- (10) 『政治と法』、173-179頁、174頁。
- (11) 同上、175頁。なお前稿(上)の注(35)によれば、1989年時点における『江華文集』への掲載にさいして、1978年憲法のもとでの「負」の遺産とみなれる「法院における犯人の拘置」・「大衆の代表による参審」・「大衆を発動させて事件にたいして討論させ、そして処理するための意見を提出させる」という1978年4月の時点でなされた江華の報告箇所が削除された点(104頁)はきわめて示唆的であろう。
- (12) 李林『法治与憲政的変遷』(2005年9月、中国社会科学出版社)、166-195頁、185-189頁、185-186頁、186-187頁、187-189頁。
- (13) 同上、185-186頁。
- (14) 拙著『現代中国司法「制度」史研究-1957年~1959年-』(2000年1月、明石書店)、 183-196頁、215-278頁、242-261頁、262-278頁。
- (15) 『政治と法』、243頁以下、245-327頁、245-260頁、256-260頁、258頁。

- (16) 範忠信「専職法司的起源与中国司法伝統的特徴」(陳金全・汪世栄主編『中国伝統司法与司法伝統』上、2009年7月、陝西師範大学出版社)、5-17頁、13頁。
- (17) 拙稿「七五年憲法下の中国人民司法の『革命化』と『調整期』」(以下前々稿と略称する) (下・完)、本誌第14巻第1号、2007年7月、1頁以下、8-20頁、18-20頁。
- (18) 龍宗智『刑事庭審制度研究』(2001年11月、中国政法大学出版社)によれば、「2000年から、全国の法官・検察官は装いを改めはじめ、各級の法廷では陸続として2000式の裁判服および検察服を身にまとった法官および検察官が現れるであろう」としたうえで、「装いを改めるまえの軍事警察式の法官・検察官の服装は『独裁』の任務に奉仕するものであり、武力にたいする、国家の鎮圧権力にたいする非常にいとおしい感情ならびに国家行政権力との『一体化』という一種の特徴を集積していた」という(6頁)。一方1979年旧刑法第45条では、「死刑は銃殺の方法で執行する」とのみ規定されていた(公安部政策法律研究室編『公安法規彙編(1950-1979)』、1980年9月、群衆出版社)、11頁。
- (19) 侯希民「関於強制執行理論与実践若干問題的反思」(霍力民主編『民事強制執行新視野』、 2002年1月、人民法院出版社)、22-36頁、35-36頁。
- (20) 畢徳剛·潘紅軍「執行方法問題研究」(同上、264-279頁)、272-273頁。
- (21) 前稿(上)(本誌第15巻第1号、2008年7月)、62-63頁。益井康一『漢奸裁判史 1946-1948 [新版]』(2009年10月、みすず書房、以下『漢奸』と略称する)、「はじめにi」、283-291頁、286-289頁、289-291頁。なお、岡部牧夫・荻野富士夫・吉田裕編『中国侵略の証言者たち-「認罪」の記録を読む』(2010年4月、岩波新書1242)によれば、「1956年6月から7月にかけて、中華人民共和国」「で45名の日本人が戦犯裁判を受けた」(「はじめに」i)が、こうした「戦犯裁判のやりかたも時期と場所によりさまざまであり、いちがいに述べるのはむずかし」く、「自然発生的な人民裁判のような場合や、国民党・共産党支配下の初期の裁判の実態には不明な点が多い」(同上、vi)としつつも、「この時期の中国の戦犯裁判方針はきわめて人道的なものだった」とする。「すなわち、一方で厳罰を望む被害民衆を説得しながら、地道な証拠の収集により事実を確定し、戦犯に対する徹底的な教育によってその『認罪』を引き出し、寛大な処遇・刑罰を与えた」とされ、「連合国や国民政府の裁判がしばしば報復主義や拙速にかたむき、あるいは証拠・証人の確保がむずかしいなどの限界をもち、いまなおさまざまな批判をあびるのと対照的である」とされている(同上、vii)点は注目に値しよう。
- (22) 『漢奸』、292-296頁、292頁、293頁。
- (23) 同上、295頁。
- (24) 前稿(下・完)(本誌第17巻第1号、2010年7月)、42-46頁などを参照願いたい。
- (25) 前稿(上)、67頁。
- (26) 劉榮剛「1982年憲法的制定過程及其歷史経験」(『当代中国史研究』第12巻第1期、2005年1月、以下劉論文と略称する)、41頁。この劉論文全体にもとづき、以下の年表が作成できる。

19804	年 8月18日	鄧小平による重要講話
	9月10日	全国人大による決議
	9月15日	第1回憲法改正委員会総会
	9月21日	胡喬木による講話
19814	₮ 1月から6月	憲法改正委員会秘書処による5つの憲法草案作成
	6月27日	歷史決議採択
	6月末	彭真による主宰
	7月	鄧小平が彭真に4つの指導思想を提起
	10月3日	鄧小平の講話の精神にもとづいた彭真の見解の発表
	11月末	彭真による延期の説明
	12月13日	全国人大による延期決議
	12月19日	彭真による憲法改正草案稿の主な内容の紹介
	12月26日	鄧小平の意見表明
1981年末から1982年はじめ		各地方・部門などの意見にもとづいた修正をへて、憲法改正草案
		討論稿の提出
1982^{4}	羊 2月17日	鄧小平の意見表明
	2月27日	第2回憲法改正委員会総会(「憲法改正草案(討論稿)の説
		明」印刷配布)
	4月21日	第3回憲法改正委員会総会(「中華人民共和国憲法改正草案」
		を採択し、全人民討論に付す)
	11月4日から9日	第4回憲法改正委員会総会(「憲法改正草案改正稿」)
	11月14日午前	中央書記処による審議
	11月22日	中央政治局による審議承認

以上

(27) 同上。

11月23日

11月26日

12月4日

(28) 同上、42-43頁。なお、「資料40 鄧小平 党と国家の指導制度の改革について」(1980年8月18日)(太田勝洪・小島晋治・高橋満・毛里和子編『中国共産党最新資料集』(以下『資料集』と略称する)、上巻(1978年12月~1981年5月)、1985年7月、勁草書房)によると、「中央は第5期全人代第3回会議に憲法改正について提案する」として、つぎのような個所がある。すなわち、①「われわれの憲法をさらに完備した、厳密で的確なものにすること」、②「人民に国家の各級組織と各企業・事業体を管理する権力を真にもたせ、十分な公民の権利を真にもたせること」、③「各民族に民族の区域自治を真に実施させること」、④「各級人民代表大会の制度を改善することなどがそれである」とされ、とくに「過度の権力集中を許さないという原則も、憲法にもりこまれよう」と(388頁)。

全国人大による1982年憲法正文の採択

全国人大招集開催

第5回憲法改正委員会総会による憲法改正草案の決定

- (29) 劉論文、43頁。
- (30) 許崇徳『中華人民共和国憲法史』(上・下巻) (2005年5月第2版、福建人民出版社、下巻を以下『憲法史』下と略称する)、345-385頁、353-367頁、357-358頁。
- (31) 『憲法史』下、351頁。
- (32)「第五届全国人民代表大会第三次会議関於修改憲法和成立憲法修改委員会的決議」(1980年9月10日、第五期全国人民代表大会第三回会議で採択)(国務院辦公庁法制局編『中華人民共和国法規彙編(1980年1月-12月)』(1986年6月第一版、法律出版社)、2頁。
- (33) 『憲法史』下、354頁。
- (34) 同上、354-355頁。
- (35) 同上、355頁。
- (36) 同上、356頁。
- (37) 同上。
- (38) 同上。
- (39) 同上。
- (40) 同上、357頁。
- (41) 同上。
- (42) 同上、357-358頁。
- (43) 同上、358頁。
- (44) 同上、358-359頁。
- (45) 同上、359頁。ちなみに、劉山鷹「立憲者毛沢東的人民民主専政理論」(『華東政法大学学報』、2011第1期、135-145頁)が最近出ている。なお、拙稿「『四九年(以後)実質プロ独』説の形成と『展開』-現代中国憲法史の根本問題-」(一)~(三・完)、『東京都立大学法学会雑誌』第27巻第1号(1986年7月)・第2号(1986年12月)、第28巻第2号(1987年7月)もあわせて参照願いたい。
- (46) 太田勝洪「中国における政治体制改革論議-「庚申改革」から新権威主義へ-」(法政大学比較経済研究所 山内一男・菊池道樹編『中国経済の新局面-改革の軌跡と展望』、1990年11月、法政大学出版局、266-287頁、第10章所収)、269-270頁。
- (47) 山内一男「中国からみたポーランド問題」(『中国研究月報』、1982年7月号、総413号)、 1-7頁、4頁。なお、木戸蓊『激動の東欧史 戦後政権崩壊の背景』(中公新書996、 1990年12月) が参考になる。
- (48) 『憲法史』下、363-365頁。なお、「1980年12月20日」の「憲法改正委員会秘書処《簡報》第22期専載」の「わが国の国家元首制度を改善することについての許崇徳同志の建議」もある(366-367頁)。国家主席については、373頁で、国家元首については、378頁でそれぞれ言及がなされている。また、「二院制」については、367-368頁、371頁、376頁、378頁を参照願いたい。
- (49) 同上、378-379頁。
- (50) 同上、379頁。

- (51) 同上、379-380頁。
- (52) 同上、380頁。
- (53) 同上、380-381頁。
- (54) 同上、381頁。
- (55) 同上。
- (56) 同上、381-382頁。
- (57) 同上、382頁。
- (58) 同上。なお、ここでは、「第5章 憲法の実施および憲法の改正を保障する」を増やし、 「合わせて6カ条とした」という(同頁)。
- (59) 同上。
- (60) 同上、382-383頁。
- (61) 同上、383頁。
- (62) 同上、384頁。
- (63) 同上。
- (64) 劉論文、43頁。なお、「資料63 中国共産党中央委員会 建国いらいの党の若干の歴史 的問題に関する決議」(1981年6月27日)(『資料集』下巻(1981年6月~1984年10月)、1986年11月、1-43頁)を参照願いたい。ちなみに、そこでは、「新中国は成立後まだ日が あさく、われわれがすでにかちとった成果も初歩的なものにすぎ」ず、「わが党は社会主義事業を指導する面で経験が足りず、党の指導部の情勢分析と国情にたいする認識にも 主観主義的な片寄りがあった」とされている(7頁)。
- (65) 劉論文、43頁。そしてそれによれば、彭真の主宰のもとなどで、「7月16日」、「7月18日、21日」や「9月1日」、「9月9日」、「10月3日」などの諸動向が確認でき(43-44頁)、とくに、一年延期策が「11月中旬・下旬」、「11月末」ごろに登場してきたようである(44頁)。なお、「資料68 胡喬木 当面の思想戦線における若干の問題について」(1981年8月8日)(『資料集』下巻、70-103頁)によると、「当面の思想戦線」について、つぎのような胡自身の自己批判が注目される。すなわち、「私自身、思想工作を担当する一員であるが、終始一貫して自分の責任を果たしたわけではなく、しばしば厳密周到でない意見も提起してきたから、まず自己批判を行ない、そして中央と同志達の批判を受けいれなければならない」と(88頁)。本稿では、これを本稿では、「胡喬木による自己批判」とよぶ。また、『胡喬木談中共党史』(1999年9月、人民出版社)をあわせて参照願いたい。
- (66) 『憲法史』下、384-385頁。
- (67) 同上、385頁。
- (68) 同上。
- (69) 川島弘三『中国の政治と軍事・外交』(1990年5月、第一法規出版)では、「第四部 中国人民解放軍-歴史の中の近代化」(473-659頁)、572-581頁、574-581頁、581頁。
- (70) 劉論文、44-45頁。
- (71) 同上。

九州国際大学法学論集 第18巻 第1·2合併号(2011年)

- (72) 同上、45頁。
- (73) 同上。
- (74) 『憲法史』下、386頁。
- (75) 同上。
- (76) 同上、386-387頁。
- (77) 同上、388-389頁。
- (78) 同上、389-391頁。
- (79) 同上、391-399頁、392頁。
- (80) 同上、394-396頁。
- (81) 同上、403頁、405頁、406頁、408頁、413-414頁。 なお、二院制や国家主席については、399頁を参照願いたい。
- (82) 張友漁「在全国政協在京常委座談会上関於憲法修改草案的情況説明」(同『憲法論叢』下冊、1986年9月、群衆出版社、115-131頁)、115頁。
- (83) 同上、115頁、129頁。
- (84) 劉論文、45-46頁。
- (85) 『憲法史』下、415-420頁、419頁。
- (86) 同上、420-422頁、422-425頁、425-427頁、427-429頁。
- (87) 同上、429頁。
- (88) 彭真「関於中華人民共和国憲法修改草案的説明」(1982年4月22日、「第5期全国人民代表大会常務委員会第23回会議における報告」)(『論新時期的社会主義民主與法制建設』、1989年1月、中央文献出版社、以下『新時期建設』と略称する、100-115頁)。
- (89) 同上、101頁。
- (90) 同上、103頁。
- (91) 同上。なお、「資料103 中国共産党規約」(1982年9月6日)(『資料集』下巻、386-405頁)によれば、その「総綱」(386-390頁)のなかで、「党はかならず憲法と法律の範囲内で活動しなければならない」と明記されている(390頁)。
- (92) 『新時期建設』、104頁。
- (93) 同上、105頁。
- (94) 同上、106頁。
- (95) 同上。
- (96) 同上、107頁。
- (97) 同上、108頁。
- (98) 同上、110-114頁。
- (99) 安田淳「軍事力と安全保障」(国分良成編『中国政治と東アジア』(2004年3月、慶應義塾大学出版会、219-240頁、第10章所収)、220-225頁。なお、滝口太郎「党軍関係と中央統制の物理的基礎」(天児慧編『現代中国の構造変動4 政治-中央と地方の構図』、第8章所収、2000年4月、東京大学出版会、275-304頁)では、「強力な権限を持つ中央

軍事委員会 についてふれている (284-289頁)。

- (100) 『憲法史』下、439-443頁、443-445頁。
- (101) 同上、445-448頁、455-456頁、459頁、463-464頁、467頁。
- (102) 「憲法修改委員会副秘書長胡縄関於新憲法草案問題答記者問」(1982年4月27日)(『政治與法律』叢刊第一輯、1982年6月、復旦大学出版社、以下『法律』一と略称する、5 8頁) もある。なお、草案は、「中華人民共和国憲法修改草案」(『人民日報』1982年4月28日、以下「4月草案」と略称する)に掲載された(また、『中華人民共和國憲法修改草案』、1982年5月、生活・讀書・新知三聯書店香港分店もある)。
- (103) [4月草案]。
- (104) 同上。
- (105)「中華人民共和国憲法」(1954年9月20日、第1期全国人民代表大会第1回会議で採択、陳荷夫編『中国憲法類編』、1980年12月、中国社会科学出版社、以下『類編』と略称する)、 215頁。「中華人民共和国憲法」(1978年3月5日、第5期全国人民代表大会第1回会議で採択、『類編』)、3頁。
- (106)「4月草案」。
- (107) 同上。なお、『類編』、336頁、5頁。
- (108) 『類編』、216頁。
- (109)「4月草案」。『類編』、216-217頁、5頁、336-337頁。劉松山『運行中的憲法』(2008年1月、中国民主法制出版社、以下『運行』と略称する)、76-77頁および76頁の脚注②。
- (110) [4月草案]。『類編』、333頁、338頁、1頁、6頁。
- (111) [4月草案]。
- (112) 『類編』、219頁、339頁、8頁。
- (113) 『運行』、127頁。
- (114) 同上、128頁。「4月草案」。
- (115) ANDREW J. NATHAN, CHINESE DEMOCRACY (1986, I.B. Tauris & Co. Ltd.).
- (116) 『類編』、232頁、342頁、16頁。
- (117)「4月草案」。
- (118) 同上。
- (119) [4月草案]。『運行』、239-247頁。
- (120) 『運行』、244頁。
- (121) 同上、245頁、246-247頁。
- (122) [4月草案]。
- (123) 唐亮「改革開放時代の中国政治をどう捉えるかー開発独裁モデルと近代化」(国分良成編『中国は、いま』、2011年3月、岩波新書1297、第2章)、19-21頁。
- (124) 『類編』、213頁、223頁。
- (125)彭真「認真組織全国各族人民討論憲法修改草案」(1982年5月4日)(『新時期建設』、 116-120頁)。

九州国際大学法学論集 第18巻 第1·2合併号(2011年)

- (126) 浦増元「憲草序言的基本特点」(『法律』一)、25-28頁。
- (127)張友漁「関於修改憲法的幾個問題」(張友漁等著『憲法論文集』、1982年7月、群衆出版社、8-26頁)、9-12頁、11頁。
- (128)彭真「関於中華人民共和国憲法修改草案的報告」(1982年11月26日)(『新時期建設』)、 143頁。
- (129) 同上、146頁、148頁。
- (130) 同上、151頁。
- (131) 同上、156-160頁。
- (132) 同上、160-162頁。
- (133) 同上、165-172頁。
- (134)福島正夫「中華人民共和国新憲法草案の特徴とその問題点」(『中国研究月報』、1982年7月号、総413号、8-19頁、26頁、以下福島論文と略称する)。なお、拙稿「中国における草案公布後の憲法論議-国家機構を中心として」(『現代中国』、第57号、1983年6月、現代中国学会、24-29頁)もある。
- (135)福島論文、17頁、19頁、26頁。
- (136) 『憲法史』下、476頁。